

漁港における釣り利用・調整ガイドライン（案）

令和5年6月

水産庁漁港漁場整備部

目次

はじめに.....	1
第一編 漁港の釣り利用のための基本的な考え方.....	3
(1) 前提条件.....	3
(2) 海業振興に向けた考え方.....	4
(3) 留意すべき法令・制度.....	6
第二編 漁港施設等の釣り利用検討の方法.....	9
(1) 検討の目的.....	9
(2) 段階に応じた検討主体・検討体制.....	10
① 想定する利害関係者.....	10
② 検討の段階とその主体・体制.....	11
(3) 検討に当たっての情報整理.....	12
第三編 漁港の釣り利用に当たっての検討事項.....	14
(1) 安全管理の観点からの漁港での釣り利用の可能性確認.....	14
① 利用範囲の設定.....	15
② 利用者の属性.....	20
③ 安全対策.....	21
④ 責任分担.....	29
⑤ 管理運営体制.....	31
⑥ 施設管理運営基準.....	34
(2) 漁港での釣り利用にかかる課題解決の検討.....	38
① 駐車場の設定.....	40
② ゴミの持ち帰りルールの徹底.....	41
③ トイレの確保.....	42
④ 立ち入り制限.....	43
⑤ 利用ルールの設定・順守.....	44
(3) 地域での効果発現の検討.....	50
① 所得向上や雇用機会の創出.....	50
② 料金の徴収.....	54
③ 利用者への情報提供.....	56
参考 関連する支援策.....	59

はじめに

漁港における釣りについては、一部の釣り人により、漁船への釣り糸の巻き込みや進路妨害など、漁業活動への支障が発生しているほか、立ち入り禁止区域への侵入、ごみの放置、無断駐車などのマナー違反によるトラブルが発生しています。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、密を避けることができるアウトドアなレジャーとして釣りが注目され、多くの釣り人が漁港を訪れるようになっており、都市に近い地域の漁港管理者からは、問題が生じ対応に苦慮しているとの声もあります。

一方で、漁港での釣りは、漁村地域の交流人口増加や地域水産物の消費拡大に寄与している面があることから、漁業活動との調和を図りつつ推進することで、漁村の活性化が期待されます。

令和4年3月に閣議決定された水産基本計画及び漁港漁場整備長期計画では、「海業(うみぎょう)」等の振興が重点課題として位置づけられ、漁村の人口減少や高齢化など地域の活力が低下する中で、地域の理解と協力の下、地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用し、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用した取組を根付かせて水産業と相互に補完し合う産業を育成し、地域の所得と雇用機会の確保を図るとされました。漁港を釣りに活用することは、釣りに訪れた者が当地の食堂での食事や直売所での特産品を購入するなど、水産業の振興に寄与する海業の取組の一つとして考えられます。

前提として、漁港は、漁業の根拠地であることから漁業活動による利用が優先されます。一方で、海とのふれあいの場を提供し、国民の海洋性レクリエーションの要請に対応する機能も有しており、漁業以外の利用は排除されるものではなく、その用途又は目的を妨げない限りにおいて、釣りなどに使用することは可能となっています。漁港施設を釣り等で使用するに当たっては、本来目的である漁業活動の利用上支障にならないこと、利用者の安全対策が確保されていること、行政財産の公共性・公益性に反しないこと等の条件が必要であり、その適否については漁港管理者である都道府県・市町村が判断することになります。

しかしながら、現在、防波堤等の漁港施設を釣りに利活用するに当たっての安全対策や責任分担、漁業者との利用調整等の標準的な考え方、漁港を釣りに利用する際の地域活性化方策等が周知されておらず、漁港を釣りに開放することに躊躇する漁港管理者も見られます。

そのため、本ガイドラインでは、現在漁港を釣りに活用している事例の調査や、有識者や関係団体、漁港管理者等のご意見を踏まえ、漁港の釣り利用による所得・雇用の創出方策、漁港の利用ルール、マナー確保対策、釣り人の安全確保対策等について考え方を示すものです。

漁港管理者及び関係する漁協、漁業者、地域住民が、本ガイドラインを漁港での釣り利用を検討する際の参考として活用していただき、各地で漁港の釣りによる利活用が進み、それによって海業の振興、水産業の発展につながることを願うものです。

本ガイドラインの作成に当たっては、公物管理や法律、海洋政策に詳しい有識者、釣り振興団体、漁港管理者及び漁業協同組合で構成する「海業振興のための漁港の遊漁・釣り利用に関する検討会(座長：工藤貴史 東京海洋大学大学学術研究院海洋政策文化学部門教授)」

の委員の方々にご意見をいただきました。末筆ながら、各位に謝意を表します。

委員名簿

氏名（順不同）	所属等
来生 新 氏	神奈川県立大学 海とみたと研究所 上席研究員 横浜国立大学名誉教授 放送大学名誉教授
工藤 貴史 氏 （座長）	東京海洋大学学術研究院 海洋政策文化学部門 教授
下山 秀雄 氏	公益財団法人日本釣振興会 専務理事
米陀 峰信 氏	くろべ漁業協同組合 参事
高野 晋 氏	黒部市 産業振興部長
北川 裕人 氏	静岡県 港湾企画課長
深川 敦平 氏	福岡県農林水産部水産局水産振興課 課長

オブザーバー

三村 達矢 氏 水際線有効活用委員会副委員長、マルキュー株式会社営業次長

第一編 漁港の釣り利用のための基本的な考え方

(1) 前提条件

漁港は、漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体であって、漁港管理者が所有する漁港施設は漁港漁場整備法に基づき水産業の健全な発展及びこれによる水産物の安定供給を目的として整備された行政財産であることから、漁業活動による利用が優先されるものであって、用途又は目的を妨げない限度において使用させることができる。

《《 解説 》》

漁港は、「天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体」（漁港漁場整備法第2条）であり、その整備及び管理は、水産業の健全な発展及びこれによる水産物の安定供給を図ることを目的として行われる。また、漁港は、漁船の出入港・停泊・係留、水産物の陸揚げ・処理・保蔵・加工、市場活動などの本来的な機能の他、様々な役割を有している。漁港施設は、漁港漁場整備法第3条に規定される基本施設又は機能施設であって、漁港の区域内にあるものである。

漁港管理者が管理する漁港施設は、公共用の行政財産として整理されることから、当該漁港施設の用途又は目的を妨げない限度において、つまり本来目的である漁業活動の利用上支障とならない限りにおいて使用させることができる。

従って、漁港は、漁業根拠地であることから漁業活動による利用が優先されるが、海とのふれあいの場を提供し、国民の海洋性レクリエーションの要請に対応する機能も有しており、漁業以外の利用は排除されるものではなく、漁港施設を釣り等で使用するに当たっては、上記の条件のほか、利用者の安全対策が確保されていること等に留意し、その適否については漁港管理者である都道府県、市町村が判断することとなる。

(2) 海業振興に向けた考え方

漁港での釣りは、漁村地域の交流人口増加や、地域水産物の消費拡大に寄与している面があり、漁業活動との調和を図りつつ推進することで、漁村の活性化が期待される。

「海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用した取組を根付かせて水産業と相互に補完し合う産業を育成し、地域の所得と雇用機会の確保を図る。」ことを目指す。

《《 解説 》》

漁村では、人口減少や高齢化、漁獲量の低迷に伴う漁業所得の減少等により地域の活力が低下している中、地域水産業の活性化の取組と併せて、人々のライフスタイルや価値観が多様化する中で、豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした海業（うみぎょう）等の取組により、人々が豊かさを実感し、地域の所得向上と雇用機会の確保に繋げていく必要がある。

漁港における釣りは、一部の釣り人により、漁船への釣り糸の巻き込みや進路妨害など、漁業活動への支障が発生しているほか、マナー違反によるトラブルが発生している一方で、漁村地域の交流人口増加や、釣りに訪れた方が漁村地域での食事やお土産を購入するなど地域水産物の消費拡大に寄与している面があり、地域の理解と協力の下、漁港と地域資源を最大限に活かした海業の取組として、漁業活動との調和を図りつつ推進することで、漁村地域の活性化が期待される。

■ 海業(うみぎょう)とは

海業とは、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの（漁港漁場整備長期計画(令和4年3月)参照)をいう。海や漁村での観光・体験、釣り、飲食・販売・加工、漁港での増養殖などが様々な内容が考えられる。

■ 海業の取組により目指す成果

釣りを含む海業の取組により目指す成果として、水産基本計画では、「海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用した取組を根付かせて水産業と相互に補完し合う産業を育成し、地域の所得と雇用機会の確保を図る。」とするほか、漁港漁場整備長期計画では、漁港での多様な利活用の促進を施策として位置づけている。

○『水産基本計画』（令和4年3月）

まえがき

・・・漁港施設の再編整備や「海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業」（以下「海業」という。）の広がり等の明るい動きが見えてきている。

Ⅲ 地域を支える漁村の活性化の推進

1 浜の再生・活性化

(2) 海業等の振興

漁村の人口減少や高齢化など地域の活力が低下する中で、地域の理解と協力の下、地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用した海業等の取組を一層推進することで、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用した取組を根付かせて水産業と相互に補完し合う産業を育成し、地域の所得と雇用機会の確保を図る。このため、地域の漁業実態に合わせ、漁港施設の再編・整理、漁港用地の整序により、漁港を海業等に利活用しやすい環境を整備する。

○『漁港漁場整備長期計画』（令和4年3月）

3 「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

(1) 実施の目標

ア 「海業」による漁村の活性化

(目指す姿)

海や漁村に関する地域資源を活かした海業等を漁港・漁村で展開し、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出す。

(具体の施策)

(ア) 漁港の多様な利活用の促進

地域の漁業実態に即した施設規模の適正化と漁港施設、用地の再編・整序による漁港の利活用環境の改善を行い、地域の理解と協力の下、漁港と地域資源を最大限に活かした増養殖、水産物の販売や漁業体験の受入れなど海業等の振興を図る。また、防災施設、防犯安全施設等、漁業者や民間事業者の事業活動に必要な施設整備を実施するとともに、漁港における海業等の関連産業を集積させていくための仕組みづくりを進める。あわせて、漁港における釣りやプレジャーボート等の適正利用に当たっては、駐車場等の受入環境の整備や関係団体との連携によるマナー向上やルールづくり等を進める。

(2) 目指す主な成果

ア 成果目標

(ア) 漁村の活性化により都市漁村交流人口を、おおむね 200 万人増加させる。

(イ) 漁港における新たな海業等の取組をおおむね 500 件展開する。

(3) 留意すべき法令・制度

漁港の釣り利用に当たっては、漁港漁場整備法や条例に基づく漁港管理上の条件整理を行う。また、漁業法に基づく漁業権や漁業調整規則等に配慮した利用も必要である。

さらに、漁村の土地利用を含む検討に当たっては、国土利用計画、都市計画などの整理、その他、漁村地域でのまちづくりとの整合についても併せて検討を行うことが必要である。

《《 解説 》》

- 漁港での釣りにかかる駐車場の設置やトイレの整備、利用範囲の設定により立ち入り禁止措置を行うなどの場合に確認すべき法令等

【漁港漁場整備法にかかる整理】

○漁港の保全

- ・漁港漁場法第 39 条第 1 項では、漁港の区域内の水域及び公共空地において一定の行為を行う場合は、漁港管理者の許可が必要とされており、漁港の保全上必要な条件を附することができるとしている。この規制の目的は、漁港の円滑な利用の確保その他漁港の保全等を図るためのものであって、規制を受ける行為の内容は、工作物の建設や改良、水面又は土地の占用（水面又は土地を区画し又は工作物を建設して独占的、排他的に継続して使用する行為）等である。

○漁港管理規定・条例

- ・漁港漁場整備法施行令第 20 条（概要）では、岸壁等の基本施設、輸送施設及び漁港施設用地（公共用地に限る。）の維持、保全、運営に係る事項、利用料や占用料等に関する事項、阻害行為の規制に関する事項等を漁港管理規程の必須の記載事項としている。

～～～事例～～～

黒部市石田漁港条例においては、指定漁港施設について、指定管理者に管理を行わせるものとしている。指定漁港施設には、物揚場、護岸、防波堤などに加えて、つり棧橋（漁港環境整備施設）を位置づけている。

さらに、黒部市石田漁港条例施行規則において、以下の内容を規定している。

- ・つり棧橋の利用時間（各月の利用時間、例：4月から8月までは午前6時から午後7時まで など）
- ・利用者（つり棧橋への入場を拒み、又は退場を命ずる対象として、保護者を伴わない 10 歳未満の児童生徒、他人に危害を及ぼし又は迷惑をかける恐れのある者など）
- ・危険が予想される気象条件の場合の閉場
- ・他各種申請の内容、様式

- 漁港周辺での、釣りにかかる駐車場の設置やトイレの整備や管理用施設の整備などを行う場合、広域のエリアにおいて、釣り利用をきっかけとした観光事業の展開を考える場合に確認すべき制度

【その他土地利用に関する制度】

- ・土地利用については、国土利用、都市計画により秩序を立てた利用、まちづくりのルールが定められている。都市計画制度の中でのマスタープランの設定から土地利用規制としての区域区分、地域地区、都市施設、市街地開発事業などが制度で定められている。漁港周辺の土地利用についてもこれらまちづくりのルールとの整合が必要となる。

- 釣りのルールとしての、行為の制限を行う際に確認すべき法令等

【漁業法】

- ・水産資源の持続的な利用の確保と水面の総合的な利用により漁業生産力の発展を目的とする法律で、資源管理、漁業権、漁業の許可、漁業調整委員会、遊漁規則等について規定している。漁業権とは、一定の水面で特定の漁業を排他的に営む権利であり、定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権の3種類がある。漁業権が設定されている水面であっても、他の漁業や遊漁が直ちにできなくなることはないが、漁業権の対象となっている漁業の操業を妨害したり、漁場の価値を損なうようなことをした場合や、漁業権の対象となっている水産動植物を組合員以外の者が採った場合には、漁業権侵害の罪に問われることがある。
- ・なお、アワビ、ナマコ及びシラスウナギについては、漁業法において特定水産動植物に指定されており、漁業権や漁業の許可に基づかずこれらを採捕した場合には、3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金といった非常に重い罪に問われることとなる。

【水産資源保護法】

- ・水産資源の保護培養を図り、その効果を維持することにより漁業の発展に寄与することを目的とする法律で、内水面におけるサケの採捕禁止や保護水面（水産動物が産卵し、稚魚が成育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であって、その保護培養のため必要な措置を講ずべき水面として都道府県知事又は農林水産大臣が指定するもの）による水産動植物の保護培養等が規定されている。

【漁業調整規則・海区漁業調整委員会等の指示】

- ・漁業調整規則は、漁業法及び水産資源保護法に基づき都道府県知事が定めており、当該都道府県の管轄する水面に適用される規則。魚種ごとの全長制限や、採捕禁止期間などが規定されているほか、遊漁者が使用できる漁具・漁法についても定められている。遊漁者が使用できる漁具・漁法としては、一般的に、竿釣り、手釣り、たも網、徒手採捕などは認められているが、トローリングやカゴなどは一部地域を除いて認められていない。また、火光等照明の使用を禁止している場合もある。大きさの規制としては、例えば、マダイ、ブリ、ハマグリ等に規制が設けられている場合がある。また、採捕禁止期間としては、例えばアユ等に規制が設けられている。
- ・海区漁業調整委員会等の指示は、漁業者代表や学識経験者などで構成される海区漁業調整委員会や内水面漁業管理委員会等が、水産動植物の繁殖保護や漁場の使用に関する紛争の防止、その他漁業調整のために水産動植物の採捕や漁場に使用に関する制限等に関して行う指示であり、遊漁者も指示の対象に含まれる。一般的には、漁具・漁法の制限、禁止区域、体長等の制限等が指示される。クロマグロについては、広域漁業調整委員会指示により、遊漁者に対して、小型魚（30キロ未満）の採捕禁止、大型魚（30キロ以上）を採捕した場合の報告義務や保持尾数の制限等の規制がされている。

第二編 漁港施設等の釣り利用検討の方法

(1) 検討の目的

漁港施設等の釣り利用については、秩序ある漁港利用を促進する・現在の課題を解決することを目的とするのか、さらに漁業・地域への効果発揮を求めることを目的とするのか、整理することが重要である。

《《 解説 》》

■ 秩序ある漁港利用を促進する・現在の課題を解決する

現状として、漁港での釣り利用者による漁業者とのトラブルなどを抱える地域においては、今一度ルールを整理を行うことで、秩序ある漁港利用を促進することを求めることが考えられる。

また、現行制度に則った漁港の土地利用、漁業活動の侵害を防ぐためのルールの見直しとその周知徹底を行うことで、本来の漁港の整備目的を維持しながら、漁業振興、海や魚への理解促進や地域振興につなげることができる。

～～～地域の状況例～～～

- ・漁業活動を侵害する釣り人の行動が見られることから、漁業者が釣り人を警戒している。
- ・多くの釣り人はモラルを持って釣りをしているものの、悪質な釣り人によるゴミの放置や駐車、漁船へのいたずらなどに直面し、漁港の立ち入り制限をすることを検討せざるを得ない状況になる。

■ 漁業・地域への効果発揮を求める

釣り利用により来訪者が増加することによって、水産物の販売が拡大し、魚の消費拡大につながることを期待される。

また、来訪者とのコミュニケーションにより、漁業への理解、沿岸域環境への理解、地先の水産資源への理解が深まり、漁業操業環境が改善されることも期待される。

さらに、海業の展開として、漁業体験や渚泊など新たな事業展開による漁業者の収入確保につながることも期待される。

～～～事例～～～

○石田漁港では、釣り棧橋の設置によって、無料施設のため直接的には経済的メリットを得ていないが、市の観光振興や近年のワーケーションの展開などの観点から、安全に釣りができる環境・設備は、誘客の売りになっていると考えられている。特に、気軽に訪れることができる釣り棧橋で、海に触れる、魚に触れる機会創出、魚食の振興につながることを期待されている。

○福井県小浜市では、行政による「海を活かした産業活性化プロジェクト」、それをもとにした「内外海地区活性化計画策定委員会」での議論から、「内外海地区活性化計画」を作成し、地域内課題や活性化の方針を整理している。ブルーパーク阿納で多くの体験客を集める中で、渚泊事業推進により、関西・中京のシニア層をメインターゲットとした宿泊、飲食事業を展開。かねてから漁家民宿業、養殖業との副業での生計を立てる者が多い地域であり、従来からの釣り客、教育旅行などでの漁業体験、マリンレジャー、宿泊滞在し料理を楽しむ層までの多様な来訪者により地域の再生を図ろうという方向性を持っている。

(2) 段階に応じた検討主体・検討体制

海業の取組には、関係者参加の下での地域協議会による検討を行うことが望ましく、漁港の釣り利用の検討についても、海業の取組の一環として地域協議会において検討することが望ましい。

《《 解説 》》

① 想定する利害関係者

漁港の釣り利用の検討に当たっては、地域の関係者間での合意形成を図ることが必要である。合意形成を図ることにより、管理者及び利用者それぞれの責任の範囲についての認識が共有され、防波堤等の釣り利用におけるリスクの回避につながると考えられる。

また、漁港での釣り利用をきっかけとした漁村地域での経済活動や、海の環境、漁業への理解増進等の効果など、地域の目指す姿の展望を描くことが重要である。

このことから、漁港の釣り利用の検討に当たっては、利害関係者や関係行政機関など関係者間での検討・調整が必要である。

【想定する利害関係者等とその役割・調整すべき事項】

主体	役割、調整すべき事項
漁港管理者 (都道府県、市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討組織の立ち上げ、協議事項の整理 ・ 本来の用途目的に即した利用を守るための方策検討 ➡ 検討の条件整理【収集整理する現在の漁港での釣り利用の状況・課題】参照 ・ 釣り利用を許容する場合の、利用者の安全性の確保、漁業者・地域住民等の安全性の確保のための方策検討
漁業者・漁協	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港利用の主体として、漁港での漁業活動の状況、必要な漁業利用の範囲、許容できる釣り利用の範囲などの情報提示 ・ 現状の釣り利用についての課題の提示 ・ 釣り来訪者を対象とした釣り利用による海業の展開の検討
市町村 (漁港管理者以外の市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港周辺での地域課題の提示、地域としての活性化方策の検討 ・ 市町村域全体としての漁港間、漁村間での調整
都道府県 (漁港管理者以外の都道府県)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村をまたぐ広域での調整、広域での各漁港の位置づけの再整理、釣り利用を許容できる範囲の検討
漁港背後集落の住民・住民組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の釣り利用についての課題の提示 ・ 地域としての効果発揮の可能性検討 ・ 地域のインフラ利用、生活環境の維持・改善の観点から釣り利用の許容について検討
地区の商業者、観光事業者、商工団体、観光団地アなど	<ul style="list-style-type: none"> ・ 釣り利用者による商業振興、新たなビジネス展開の可能性についての提案
漁港利用者 (市場関係者、流通事業者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港での事業活動の状況、施設の利便性・安全性の観点からの釣り利用の許容についての検討
釣り団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 釣り利用者のニーズの提示、釣り利用による効果の提示 ・ 釣り利用に当たって出来得るルールの設置や理解促進のための活動の可能性提示

主体	役割、調整すべき事項
その他（環境団体、周辺立地の公共施設管理者、警察署、消防署など）	・ 漁港周辺の海域環境、陸域環境の保全、漁港及び漁村・地域の防犯、防災などについての問題提起、対策の検討

② 検討の段階とその主体・体制

■ 漁港管理者による検討

漁港管理者は、漁港での釣り利用の可能性の確認を行う。責任分担の確認、利用者を想定した安全対策としての設備の設置やルールの設置、安全管理のための基準作成や運営体制の想定、漁港の漁業利用状況を考慮した釣り利用範囲の設定可能性の検討を行う。

➡「第三編（１）安全管理の観点からの漁港利用の可能性確認」にて詳しく記載

■ 漁港関係者による検討

最小限の単位として、漁港管理者、漁協、市町村（漁港管理者以外の場合）での検討組織により、現状の整理から、方向性、具体的方策までの検討を行う。

漁業者をはじめ、地区の住民や漁業・水産業界関係者への検討事項の共有として、とりまとめ事項の文書の提示や、説明会の開催などを行うことが必要である。

➡「第三編（２）漁港での釣り利用にかかる課題解決の検討」にて詳しく記載

■ 地区の関係者による検討

漁港管理者、漁協、市町村（漁港管理者以外）に加えて、地区住民、その他漁港利用者の代表を含めた検討組織を立ち上げる。

漁業者や地区の住民、水産業界関係者などに対しての情報共有は、検討組織の参画メンバーに委ねることも考えられる。

➡「第三編（３）地域での効果発現の検討」にて詳しく記載

～～～参考例～～～

○小田原市においては、小田原漁港釣り護岸に関する検討会として、市、県、漁協、釣り団体が委員となる会議により、釣り護岸のあり方、整備についての協議を行っている。

○石田漁港（黒部市）の釣り桟橋に併設されるフィッシャリーナの設置経緯

- ・遊漁船、プレジャーボート、ウインドサーフィン等の海洋レクリエーションが盛んであり、漁船との間で係留場所をめぐるトラブルや、漁業海域内での操業上のトラブルが発生。
- ・漁業者との調整については、プレジャーボートの恒常的な海面利用への懸念に対して、漁船とプレジャーボートの保管施設や港口の区別によるトラブル解消や、石田地区再生の中核施設としての期待により、協力関係を構築。
- ・海面利用については、プレジャーボート利用者同志による「石田フィッシャリーナクラブ」の結成、漁業者との紛争の未然防止のため、県海面利用東部地区協議会の立ち上げ、漁協とフィッシャリーナクラブで海面利用協定を締結。（漁業操業の尊重、禁止区域、遊漁の時間、遊漁の方法を位置づけ）

(3) 検討に当たっての情報整理

地域の漁業、漁港利用の状況整理、現在の漁港での釣り利用に関する状況整理を行う。

《《 解説 》》

検討に当たっての条件整理として、地域の漁業、漁港利用の状況の整理、現在の漁港での釣り利用に関する状況と課題の整理を行う。漁港管理者及び漁協で把握する情報について整理を行い、釣り利用の検討に当たっての基礎的な情報として活用する。

【収集整理する漁業・漁港利用の状況】

整理内容	収集整理すべき情報
漁港概況	○立地、地区の漁業概要
港勢	○漁業者数、漁船数、陸揚量（漁業種類別、魚種別）
漁港施設の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ○漁港利用計画 ○主な漁港施設用地の利用状況 <ul style="list-style-type: none"> ・輸送施設（臨港道路、著効利用者の駐車場） ・漁船漁具保全施設 ・補給施設 ・養殖及び養殖用施設 ・漁獲物の処理、保蔵及び加工施設（荷捌き所、畜養施設、水産倉庫、野積場用地、製氷・冷凍冷蔵施設、加工場用地） ・漁港厚生施設 ・漁港管理施設（管理事務所、漁船保管施設用地など） ・漁港環境施設用地（公園広場など） ○他各施設の利用内容、利用数量、利用頻度、箇所、利用時期・時間別の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・外郭施設（防波堤など） ・係留施設（岸壁、物揚場、船揚場、棧橋など） ・水域施設（航路、泊地など）

【収集整理すべき施設・環境概況】

整理内容	収集整理すべき情報
防波堤等（本体）構造	構造形式／水深／天端高／幅員／延長／パラペットの有無・形状／消波工の有無／隙間、破損箇所、傾斜、沈下、段差の有無
防波堤等の付帯施設	係船柱の有無、配置／昇降設備（梯子等）の有無、配置／転落防止柵の有無、配置、高さ
気象・海象条件	風光、風速／波向、波高／波の周期、越波頻度／潮汐、潮流／気温・水温
周辺の環境・利用状況	緊急連絡先、病院等／利便施設（駐車場）／衛生施設（トイレ）等の有無／周辺駅、道路等のアクセス状況／周辺観光資源等の立地・分布状況／周辺の飲食店の立地状況／道の駅、みなとオアシスの立地など

【収集整理する現在の漁港での釣り利用の状況・課題】

整理内容	収集整理すべき情報
漁港での釣り人受け入れの現状	・立ち入り制限箇所、ルールの設定など
漁港での釣り人来訪の現状	・属性、行動（来訪箇所）、季節特性など
課題となる事項	・釣り人の駐車場、ゴミの処理、トイレ利用、来訪者の安全確保、漁業者とのトラブル、その他
想定される危険	・漁業者・漁港利用者にとっての危険、釣り人にとっての危険（過去の事故事例など）
釣り人来訪にかかる現時点での効果	・海に触れる機会の創出、地区のにぎわいづくり、水産物販売への効果、マリンアクティビティとの連動、釣り人に対してのビジネス展開、その他

第三編 漁港の釣り利用に当たっての検討事項

漁港での釣り利用の検討に当たっては、漁港本来の用途・目的を妨げないことを原則とし、安全確保が可能な範囲での利活用の可能性を確認することが必要である。

また、現状で顕在化する釣り利用にかかる課題の解決が求められる。具体的には、ゴミの放置、トイレ確保の問題、不法駐車、立ち入り禁止区域への侵入などについて、ルールの設定と確実な周知などの対策を検討する。

さらに、釣り利用に活用することによって、地域の所得向上や雇用機会の確保を図ることが考えられる。地域の理解と協力の下で、漁港と地域資源を最大限に活かした増養殖、水産物の販売、漁業体験、渚泊などの海業の取組が考えられるが、漁港の釣り利用は、その取組の一つに挙げられる。

そのため、それぞれの漁港や地域の状況、実態に応じて、必要な事項についての検討を行う。

(1) 安全管理の観点からの漁港での釣り利用の可能性確認

～漁港管理者による検討・情報整理～

漁港の防波堤等を釣り利用に供する場合には、防波堤等の本来の用途又は目的を達成するために必要な対策とは別に、利用者の安全が確実に措置されるための対策が確実に講じられる必要がある。それに当たり、釣り利用としての用途又は目的を踏まえ、施設設置者等の責任及び利用者の責任の範囲を明確にすること、安全対策については利用者の属性を加味した検討を行うこと、安全対策の基準を作成すること、その基準に基づく管理者側の体制を構築すること等が必要である。

また、漁港は漁業による利用が優先されることから、漁業活動に影響のない範囲で釣り利用の範囲設定の可能性について検討されるべきであり、その上で、釣り利用者の安全が確保できること、非常時に避難可能であること等について確認する。

【検討事項】

まずは、漁港管理者により、安全管理の観点から、次の①～⑥の事項の検討整理により、漁港での釣り利用が可能であるかどうかについて検討・確認する。

- ①利用範囲の検討
 - ②利用者の想定
 - ③安全対策の実施可能性の検討
 - ④責任分担の整理
 - ⑤管理運営体制の検討
 - ⑥施設管理運営基準の設定
-

① 利用範囲の設定

漁港は漁業による利用が優先されることから、漁業活動に影響のない範囲の設定が必要。その上で、釣り利用者の安全が確保できること、非常時に避難可能であること等を確認し、釣り利用範囲を設定する。

《《 解説 》》

■利用範囲の選定に当たってのポイント

利用範囲の選定において、地域の漁業、漁港利用の目的との対応や安全性などの観点から、収集整理すべき情報と、利用に当たっての対策を検討する。

【利用範囲の選定に当たっての検討内容と収集すべき情報、対策の考え方】

検討内容	収集整理すべき情報	対策の考え方
① 防波堤・岸壁等の本来の用途又は目的を妨げない範囲であるかどうか	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶の航路を妨げない ・出漁準備や陸揚げ、漁具補修などの作業を妨げない ・漁業者、水産業者の通行を妨げない ・漁業での利用が無い時間帯、時期がある ・保護区などに配慮して釣り利用を制限すべき箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ○左記配慮すべき箇所での立ち入りの制限 ○航路での漁船入港時の竿上げルールの設定 ○漁業利用の時間に応じた利用制限の時間の設定 ➡地域の漁業・漁港利用の状況の整理、現在の漁港での釣り利用に関する状況の整理を踏まえて検討を行う。
② 釣り利用としての用途又は目的を満足する範囲であるかどうか	<ul style="list-style-type: none"> ・釣果の上がる箇所であること ・十分な広さがあり安全が確保できる箇所であること ・ゲートの設置などにより利用者数の調整が可能であること 	<ul style="list-style-type: none"> ○漁業者や釣り団体との意見交換により釣り場としての適正箇所を検討
③ 釣り利用させる用途又は目的に照らし、危険な箇所が存在しない範囲であるかどうか	<ul style="list-style-type: none"> ・海への転落の危険を回避できること ・転落時の重大な被害を回避できる、救助活動が可能であること ・怪我の危険がある箇所が無いこと、もしくはその注意喚起が可能であること 	<ul style="list-style-type: none"> ○漁業者や地域の監視の目の存在の検討 ○重大事故の発生を回避するための漁港の危険箇所についての漁業者等との意見交換を実施
④ 多岐にわたる利用者を想定し、利用者自らが安全を確実に措置できる範囲であるかどうか	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや車いす利用者などの安全が担保できること ・必要に応じて子どもなどの利用を制限することができること 	<ul style="list-style-type: none"> ○幅員のある防波堤等の安全箇所の選定 ○段差の存在等の確認により立ち入り箇所の設定
⑤ 必要な安全対策を確実に措置できる範囲であるかどうか	<ul style="list-style-type: none"> ・海への転落防止の措置ができること ・怪我の危険がある箇所の除去ができること ・転落、怪我発生時の救助活動が可能であること 	<ul style="list-style-type: none"> ○漁業者等との情報共有の下で検討

検討内容	収集整理すべき情報	対策の考え方
⑥ 非常時（天候急変時、地震発生時等）には臨機の待避行動が可能な範囲であるかどうか	<ul style="list-style-type: none"> ・近傍に緊急時の待避場所があること ・非常時に待避場所までの移動ルートが確保できること 	○漁業者等との情報共有の下で漁村地域での防災対策と一体で検討
⑦ その他（地域固有の気象条件、地理的条件、周辺環境、諸事情）	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性の面から制限すべき利用時期や時間 ・周辺の商業施設への誘導がしやすい箇所の選定 	<ul style="list-style-type: none"> ○漁業者等との情報共有の下で検討 ○地域の商業等との情報共有の下で検討

■慎重な判断が必要な箇所

防波堤には、防波堤の上部パラペット部、消波ブロック部、スリット部など、転落・落水後に自力での待避や救難が困難な箇所があることから、利用範囲とするか否か、慎重に判断する必要があります。

【慎重な判断が必要な箇所の例】

場所	状況	理由
上部パラペット部	転落・落水の危険	上部工天端幅が狭い
消波ブロック部 遊水部 スリット部	転落・落水後の待避・救難が困難	防波堤や消波ブロック内へ吸い込まれる
上部パラペット部	越波が予測できず、転落・落水の危険	港外側が見通せない
目地部	転倒の危険	段差につまずく

「防波堤等の多目的使用に関するガイドライン 第2版」より

■利用者の年齢等に応じた利用範囲の設定

利用者の年齢等に応じた利用範囲の設定としては、以下のような例が考えられる。

① 小学生の利用を認める場合

小学生の体力統計等をもとに避難可能な範囲を想定して利用区間内に専用ゾーンを設定する。

② 個人の能力に合わせて利用を認める場合

防波堤基部から移動した距離を利用者が常に把握できるように、防波堤上に50m～100mごとの距離標をマーキングして、利用者の個人能力に合わせて利用範囲を設定する。

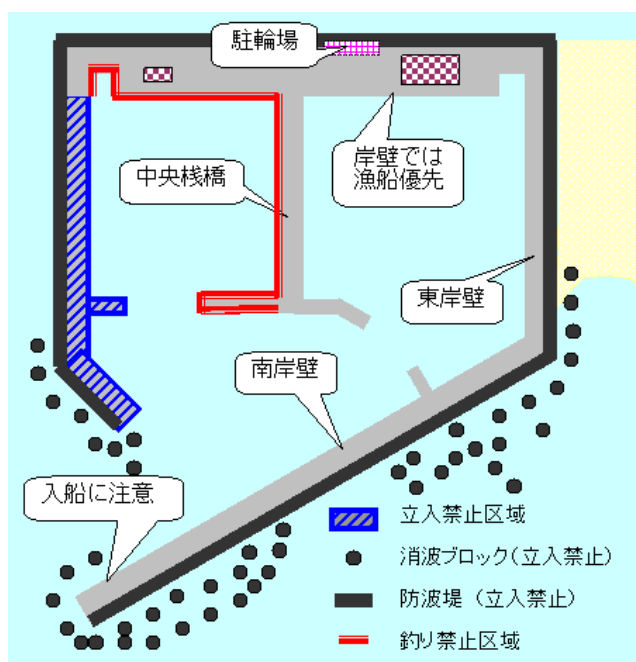
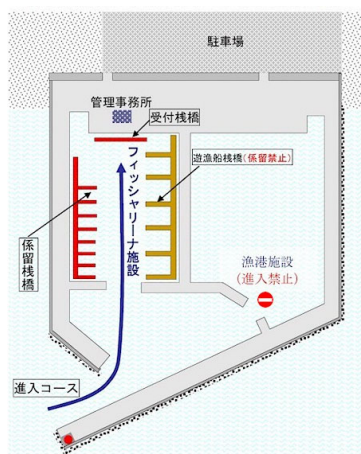
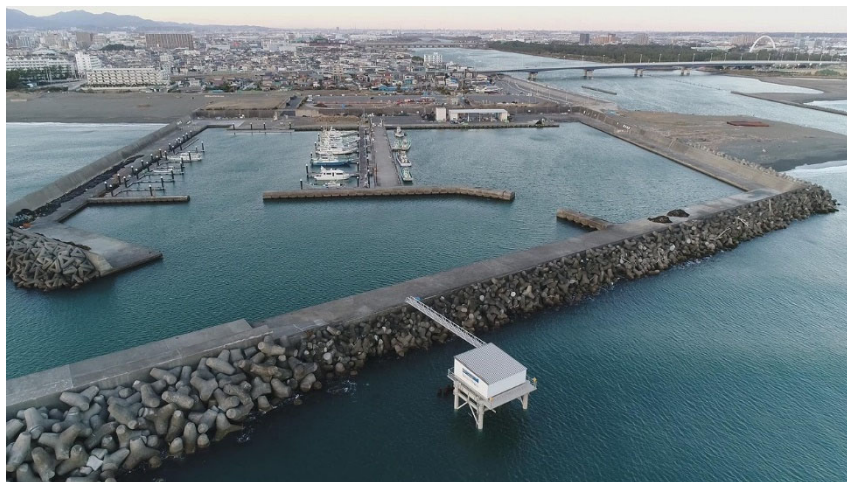
「防波堤等の多目的使用に関するガイドライン 第2版」より

～～漁港事例 防波堤をゾーニングした上での釣り利用～～

<p>漁港</p>	<p>平塚漁港（神奈川県平塚市）</p>
<p>概況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防波堤で釣り可能区域を設定 ・漁船、プレジャーボート停泊箇所で立ち入り制限 ・開放時間の設定（土日祝日 7：00～）
<p>利用者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平日 3～4 人の利用から休日の 200 人程度の来訪者も
<p>効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ期間は釣り客が多く、最近は空き始めたが、今でも多いと 150～200 人程度は来ている。 ・地区には遊漁船事業者も多い。漁港での釣り客が、遊漁船事業者のお客さんとなることを狙う。 ・定期的に地どれ魚直売会を開催。日常的に当地を訪れる釣り客がお客さんになることも考えられる。
<p>施設・管理</p>	<p>○防波堤を釣り利用の施設に整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命浮輪、梯子、釣り禁止区域看板設置 <p>※転落防止柵や侵入防止柵は設置していない。</p> <p>○管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協による管理（委託） ・釣り禁止エリアは維持管理運営計画の中で位置づけ
<p>資料</p>	<p>【位置図】</p>


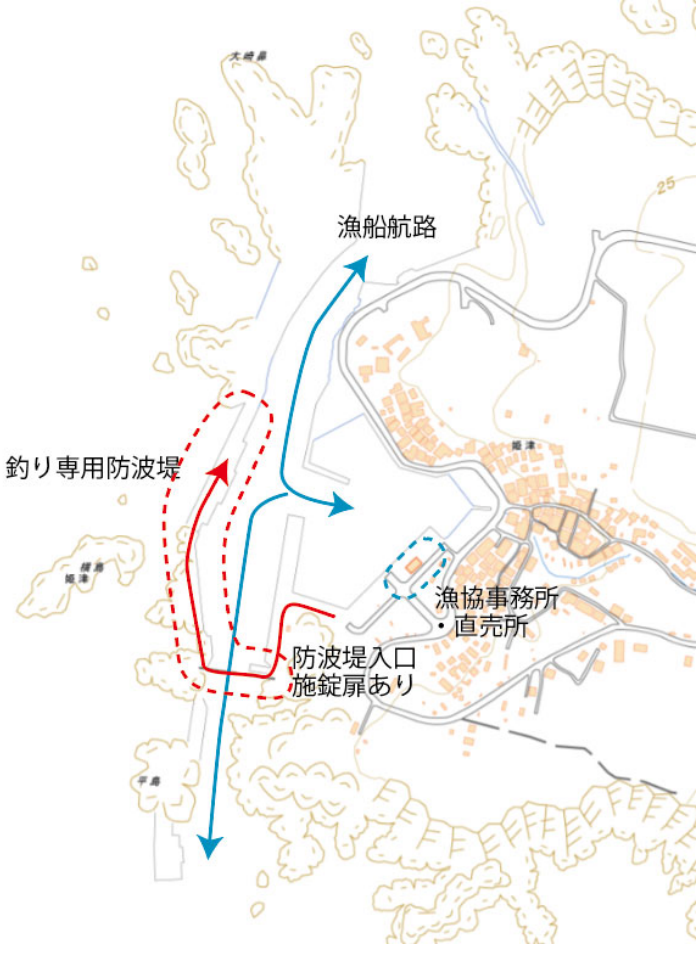
○平塚漁港においては、漁船エリア、フィッシャリーナのエリアにゾーニングをしている。防波堤については、立ち入り禁止区域の設定、釣り禁止区域の設定により、漁船の活動を阻害しない範囲での釣り人の利用がなされている。

○釣り禁止エリアについては、漁港維持管理運営計画の中で位置づけられている。



～事例 広域エリアでのゾーニングによる釣り利用～

新潟県においては、漁港の防波堤等は立ち入り禁止としている中、県から管理業務を受託する佐渡市による管理の上で、姫津漁港においては、釣り場として開放をしている。

漁港	姫津漁港（新潟県佐渡市）	
概況	<ul style="list-style-type: none"> ・防波堤を釣り利用に開放 ・利用料無料 ・開放時期5月～10月 	
利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・年間約1,200人程度 ・団体での利用もあり 	
施設・管理	<ul style="list-style-type: none"> ○防波堤を釣り利用の施設に整備 <ul style="list-style-type: none"> ・転落防止の防護柵の設置 ・開放時以外の侵入防止柵設置 ・浮き、ロープ、看板の設置 ○管理 <ul style="list-style-type: none"> ・漁協への業務委託（施錠、監視、安全管理、清掃） ・関係者（行政、漁協、消防、海自など）で安全管理体制を整理 ○効果 <ul style="list-style-type: none"> ・漁港内で漁協直営の直売所や朝市の開催。 ・直売所への釣り人など来訪者の増加。 	
資料	<p>【位置図】</p>  <p>The map shows the layout of the fishing port. A red dashed line indicates the '釣り専用防波堤' (fishing-only breakwater). Blue arrows show the '漁船航路' (fishing boat routes). A red solid line marks the '防波堤入口 施錠扉あり' (breakwater entrance with a locked door). The '漁協事務所・直売所' (fishery association office and direct sales point) is also indicated. Other labels include '北郷島' (Kihokojima), '中郷島' (Nakakojima), and '南郷島' (Nankojima).</p>	

② 利用者の属性

漁港に訪れた人が釣りだけでなく水産物を購入する場や水産業を体験する場が必要。
そのため、釣りをはじめとした海業の振興には、多種多様な者の受け入れを想定しておく
必要があり、受け入れ体制を整えることが必要。

《《 解説 》》

釣り人口は約 560 万人であり、そのうち男性は約 77%、女性は約 23%である。釣り人の年代も
10 代から 70 代まで幅広く存在していることから、老若男女問わず幅広い利用者が存在している。
(2021 年実績：2022 年レジャー白書より)

例えば、熱海港における防波堤の釣り利用においては、子供やベビーカーを伴う家族連れや
車いすの利用者など多岐にわたる利用者が数多く来場している。

地方創生の観点からも、釣り人に限らず多くの利用者が来場することが望ましいが、それぞ
れの利用者が安全に施設を利用するためには、利用者の属性に応じた安全対策の検討が必要と
なる。

～～事例～～

石田漁港においては、10 歳未満は保護者同伴を定めている。また、「小さいお子さんをお
連れの場合には危険ですので目を離さないでください」との掲示を行っている。

■ 利用者の属性及び留意事項の例

「防波堤等の多目的使用に関するガイドライン 第 2 版」では以下のように整理されている。

利用者の主な属性	留意事項
一般の利用者	自ら危険性を認識し、危険を回避することが可能な利用者。
児童	危険性の認識能力や、適切な危険回避行動をとる能力も十分に発達して いない場合がある。
身体障害者 (車いす)	危険性の認識や危険を回避する能力が十分に備わっていない場合がある。
乳幼児 (ベビーカー)	自ら危険を認識・回避することが困難であり、海へ転落した場合等に、 重大な事故につながるおそれがある。

防波堤等の多目的使用に関するガイドライン 第 2 版」より

③ 安全対策

様々な人が釣り利用することを想定し、どのような人でも利用できるように、転落防止柵、救命浮環、昇降用梯子などの配置や、監視員の配置、非常時の避難体制の検討が必要である。

《《 解説 》》

■ 安全対策の基本的な考え方

漁港の防波堤等を釣り利用として供する場合には、防波堤等の本来の用途又は目的を達成するために必要な対策とは別に、釣り利用としての用途又は目的を踏まえ、施設設置者等の責任及び利用者の責任の範囲を前提として、利用者の安全が確実に措置されるための対策を確実に講じる必要がある。

防波堤等を釣り利用として供する場合の安全対策は、漁港管理者が実施することを主として、地域での検討組織において、対象施設の基礎情報を基に、多岐にわたる利用者を想定した上で、危険要因等とその回避方法を検討する。

■ 安全対策の内容

一般的な安全対策としては、転落防止柵、救命浮環、昇降用梯子等のハード対策と、監視員の配置、非常時における緊急連絡体制の構築等のソフト対策を組み合わせ、利用者の安全を確保することが想定されるが、釣り利用を許可しようとする施設の状況等を踏まえ、協議会等で個々に検討を行う必要がある。

特に、落水事故発生時に即座に対応できるよう、管理棟の電話番号や海上における事件・事故の緊急通報用電話番号 118 番（管区海上保安本部）等の緊急連絡先を、防波堤等本体上部の目立つ位置に表示することが望ましい。

なお、ハード対策については、親水型ではない一般の既設構造物の場合、そもそも人の立ち入りを前提としていないため、設計上、事故防止に必要な設備（例えば柵等）の設置が困難であり、本マニュアルをそのまま適用できない場合もあるが、救命設備など適用できる安全対策に際しては、本マニュアルを参考にすることができる。

■ 漁港での釣り施設での安全対策設備の例

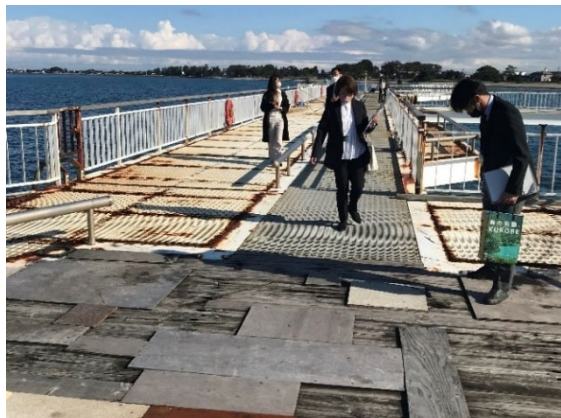
現状、漁港での釣り施設としては、釣り桟橋に転落防止柵、入口柵を設ける施設が多い。一方で、設備投資が難しい漁港管理者もあれば、物理的に転落防止柵の設置が難しい防波堤等もある。

そのため、設備の設置による安全管理と、運営・啓発面での安全管理の両面で検討を行うことが望ましい。

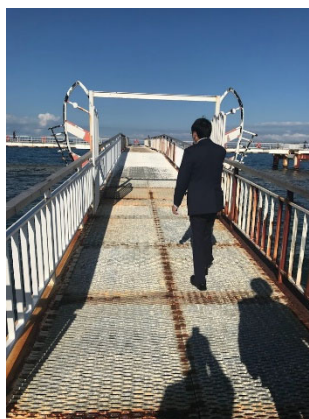
また、IoT 技術の活用による管理の方法についても、今後の可能性として考えられる。

～～事例 釣り桟橋・防波堤等での釣り用設備～～

○ 石田漁港釣り桟橋（転落防止柵のある専用桟橋）



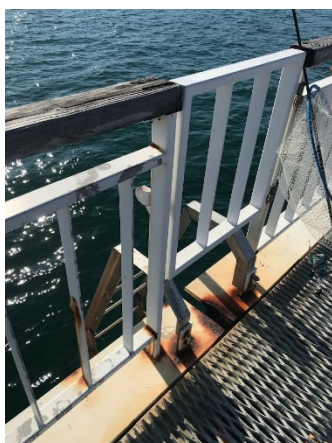
釣り桟橋



桟橋入口

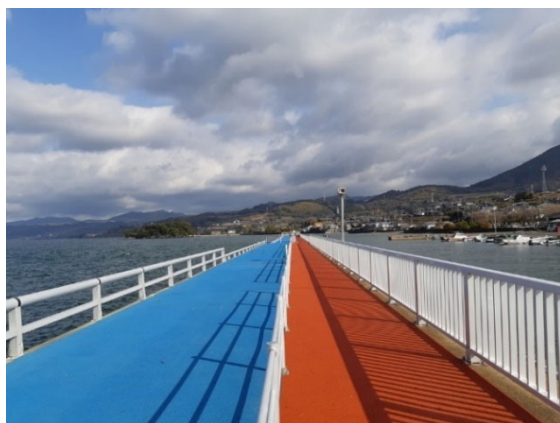


救命浮き輪



梯子

○ 松原漁港釣り桟橋



転落防止柵のある専用桟橋

○ 姫津漁港防波堤の開放



防波堤に転落防止柵を設置

～～事例 防波堤での釣り～～

○ 平塚漁港 防波堤での釣り



防波堤釣り利用者



漁港遠景



掲示物



マリーナゲート



防波堤ゲート

○ 青方港（港湾）防波堤（渡船での利用）



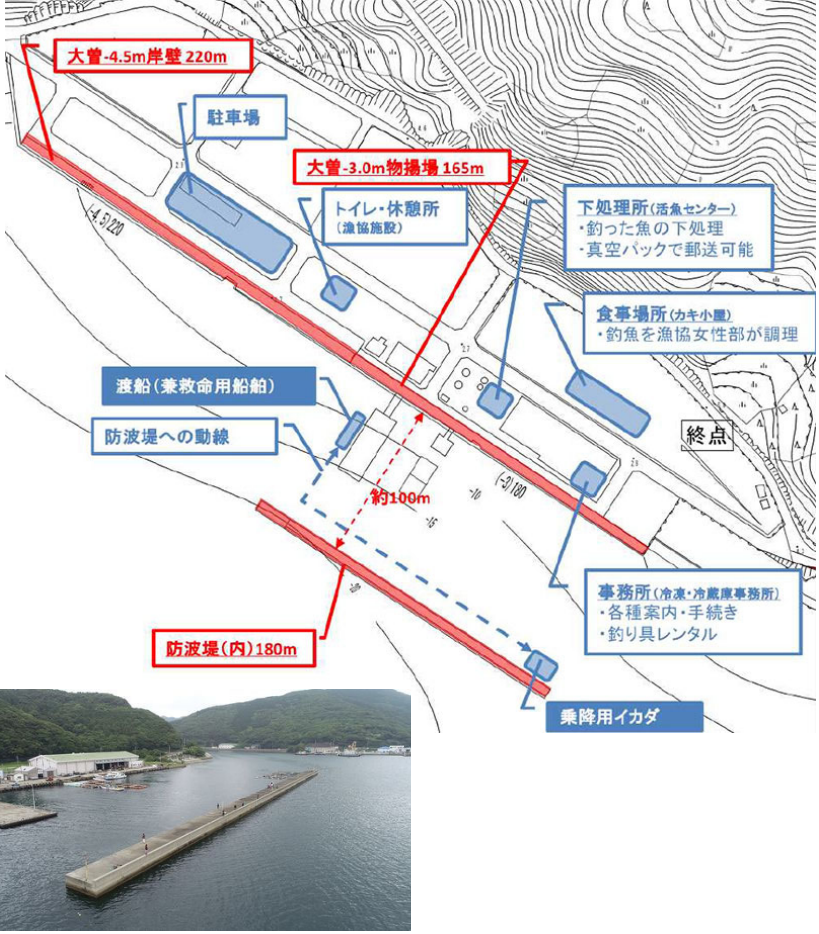
（公益財団法人日本釣振興会ウェブサイト）

青方港の沖防波堤においては、転落防止柵の設置はしておらず、転落防止用には、注意喚起用の線引きで対応している。

また、安全管理として防波堤上に釣り客がいる場合には、渡船スタッフが堤防上にいるため、転落時の対応や、トイレ時の本土側への往来に対応している。本土側の漁協荷捌き場も至近であり、事故時の対応が可能な体制となっている。

なお、転落防止柵の設置については、継続的に検討を進めていくとされている。

～事例 港湾での沖防波堤の釣り利用開放～

<p>港湾名</p>	<p>青方港（地方港湾）</p>
<p>概況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾の岸壁及び沖防波堤を釣りが楽しめる基盤として活用している。 ・「釣り文化振興モデル港」として令和2年8月3日に指定。 ・取組を推進する五島楽釣上五島協議会（事務局：上五島町漁業協同組合）では、「釣り」を楽しむ機会を提供するため、釣り大会の開催等、釣り施設を拠点とした賑わい空間創出の推進、地域の活性化と充実に取り組んでいる。
<p>効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開設して間もないため、効果の検証はこれからだが、沖防波堤への渡し船による利用料収入、釣り具、釣り餌の販売などによる料金収入がある。
<p>施設・管理</p>	<p>【利用可能施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岸壁、防波堤（沖防波堤 岸壁から約100m、転落防止柵は未設置） ・沖防波堤へは渡し船で移動（漁協が運営する渡し船以外の航行は無い） <p>※防波堤での釣り客がいる場合は、渡し船及び漁協関係者が常駐</p> <ul style="list-style-type: none"> ・釣り施設の運営（渡し船運航、釣り具レンタル、救命胴衣レンタルなど）は漁協が実施。サービスの提供対価として料金徴収。 ・事務所（受付、釣り具レンタル）、食事場所、下処理所、トイレ・休憩所 駐車場を設置 ・漁協の荷捌き場が岸壁、沖防波堤の背後に立地し、漁協職員等が常駐するため、常時の監視が可能。
<p>資料</p>	<p>【位置図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・釣りを楽しめる基盤（岸壁釣りや沖防波堤釣り）が整備済み ・トイレ、駐車場、休憩所が釣り場に近接  <p>https://www.facebook.com/kamigotoukyougikai/ https://www.pa.qsr.mlit.go.jp/nagasaki/fishing/</p>

■ 判例における争点と争点に対応するための安全対策

以下、判例における争点と争点に対応するための安全対策について以下に示す。

判例における争点 (安全対策の実施状況)	争点に対応するための 安全対策
物的安全設備が設置されていなかった	安全設備の設置
安全管理等の規定が作成されていなかった	事故防止のための規定等の作成
適切な救助が実施されなかった	緊急時対応に係る規定等の作成 及び緊急時における適切な対応の 実施
事故発生時の対処方法の規定が作成されて いなかった	
対処方法の規定について、監視員等への周知 及び対応訓練が実施されていなかった	
監視に係る人的体制が構築されていなかった	事故防止及び緊急時対応のための 人的体制構築
救助に係る人的体制が構築されていなかった	
利用者への注意喚起が実施されていなかった	利用者に対する注意喚起等の 情報周知

「防波堤等の多目的使用に関するガイドライン 第2版」より

また、安全対策の具体例について、「防波堤の構造や周辺環境に関わらず、判例を踏まえた場合に、施設管理者等が責任を果たすために必要と考えられる安全対策」と、「原則として必要となる安全対策であるが、防波堤の構造や周辺環境、その他の安全対策の実施状況等を考慮し、その実施の要否について協議会等で検討する必要がある安全対策」に区分して、「防波堤等の多目的使用に関するガイドライン 第2版」で整理されている。

この安全対策の実施主体は主に漁港管理者になり、また、以下に示す安全対策は例示であり、地域の実情に合わせて協議会等で安全対策を検討することが望ましい。

【安全対策例（防波堤の場合）】

安全対策の分類	安全対策例	安全対策が必要な理由	判例を踏まえ、必要と考えられる安全対策	原則として必要と考えられるが、協議会等において要否を検討する安全対策
安全設備の設置	転落防止柵の設置	転落・落水を防止するため		○
	侵入防止柵の設置	利用者の立入禁止区域への侵入を防止するため		○
	昇降階段の設置	転落・落水時の上がり口、船の接岸のため		○
	出入口の柵・門扉等の設置	閉鎖時の侵入を防止するため	●	
	危険表示ラインのペイント	転落・落水の危険がある水際や立入禁止区域等の範囲を視認できるように、転落・落水を防止するため	●	
	立入禁止のペイント	転落・落水の危険がある水際や立入禁止区域等の範囲を視認できるように、転落・落水を防止するため	●	
	通行帯表示のペイント	釣り範囲と通行帯を区分けし、トラブール、接触による転倒等を防止するため	●	
	現地状況及び注意喚起の揭示版・看板の設置	利用者への周知を入念に行うため	●	
	放送設備の設置	危険行為に対する注意、緊急時の警報を行うため		○
	行動監視カメラの設置	不適切な利用を行っている利用者がいないか監視するため		○
	救命胴衣（大人用・子供用）の装着	落水・転落時の際に備え、釣り利用者の安全を確保するため	●	
	救命浮環（ロープ付）の具備	落水・転落時の際に備え、利用者を救助するため	●	
	事故防止のための規定等の作成	梯子（縄梯子等）の具備	落水した利用者が自力で防波堤に戻れるようにするため	
落水者用浮体の具備		転落した利用者が溺水するのを防ぐため		○
救助艇（ゴムボート等）の具備		落水した利用者を収容するため		○
医療機器（AED等）の具備		一般人も操作可能であり、心室細動に陥った利用者に対応するため	●	
救急箱の具備		急病人や負傷者などの応急手当てを行うため	●	
開放エリアの設定		管造物の機能を阻害しないようにするため	●	
利用者の属性にふじた利用範囲の設定		事故防止、利用者間のトラブール防止、逃避活動の円滑化のため（利用者の属性（一般、家族連れ、子供、身体障害者等）に応じて設定する）	●	
開放時間帯の設定		事故防止及び現場管理のため	●	
開放条件の設定		海象条件等による事故を防止するため	●	
禁止行為の設定		事故防止、利用者間のトラブール防止のため	●	
注意事項の設定		事故防止、利用者間のトラブール防止のため	●	
救命胴衣着用の義務付け		落水・転落時の際の救命のため	●	
入場規制（人数、利用者属性）の実施		事故防止、利用者間のトラブール防止、逃避活動の円滑化のため	●	
設備点検の実施	設備の安全性確保、利用者の安全確保のため	●		
管理マニュアルの整備	運営管理方針を明文化し、関係者で共有するため	●		

「防波堤等の多目的使用に関するガイドライン 第2版」より

安全対策の分類	安全対策例	安全対策が必要な理由	判例を踏まえ、必要と考えられる安全対策	原則として必要と考えられるが、協議会等において要否を検討する安全対策	
緊急時対応に係る規定等の作成及び緊急時の適切な対応の実施	避難ルートの設定	利用者の安全確保のため	●		
	連絡体制の構築	有効な緊急時対応を行うため	●		
	避難誘導体制の構築	有効な避難誘導を行うため	●		
	緊急時マニュアルの整備	緊急時対応方策を明文化し、関係者で共有するため	●		
	緊急時マニュアル等の現場職員等への周知	緊急時マニュアル等で定めた内容が、緊急時において適切に実施されるようにするため	●		
	事故防止及び緊急時対応のための人的体制構築	管理職員の配置	入場手続きや緊急時における閉鎖といった現場管理を実施するため		○
		監視員の配置	利用者への危険周知、安全確保するため	●	
		来場者の対応	利用者からの質問・確認事項や依頼等に対応するため		○
		ルール等の明示	立入禁止区域や利用範囲、危険行為の禁止等の注意事項、事故発生時の連絡先（警察署、消防署、海上保安部署、病院等）を利用者に認知させるため	●	
	利用者に対する注意喚起等の情報周知	利用マナーの明示	事故防止、利用者間のトラブル防止のため		○
注意喚起の放送		利用者に対しての注意喚起を実施するため		○	
閉鎖の放送		利用者に対して閉鎖することを周知するため		○	
免責事項の明示（リスク、自己責任の認識）		利用者のリスク認識や自己責任認識のため	●		
その他		管理棟の設置	利用者の受付・怪我等の手当て、設備・資材を保管するため		○
		駐車場の確保	違法駐車を防ぐため		○
		トイレの設置	美観、衛生状態を良好に保つため		○
		責任賠償保険の加入	損害賠償リスクに対応（を回避）するため	●	

「防波堤等の多目的使用に関するガイドライン 第2版」より

■ 利用者の属性に応じた安全対策の選定

防波堤等を釣り利用に供する場合に必要な安全対策は、利用者の属性によって異なる。自ら危険性を認識し、危険を回避できる一般の利用者を想定した安全対策を基本としつつ、協議会等において、利用者の属性に応じた必要な安全対策を検討する必要がある。利用者の属性に応じた安全対策の基本的な考え方について、以下に示す。

利用者の属性	安全対策の選定に当たっての基本的な考え方
一般の利用者	P26, 27 の表を参考として、地域の実情に合わせて協議会等で安全対策を検討する。なお、一般の利用者については、釣りの経験や技量等に応じて、属性をより細分化することも可能であるが、安全対策の選定に当たっては、協議会等において、施設設置者等の責任及び利用者の責任の範囲を前提として、属性に応じた安全対策の考え方を十分検討することが必要。
児童	一般の利用者を想定した安全対策に加え、保護者又は監督者の同伴義務づけや、その際の保護者の監護責任について明確化するなどの対策が必要。
身体障害者（車いす）	一般の利用者を想定した安全対策に加え、例えば車いす利用者については、介助者同伴の義務づけや、車いすの転落・転倒を防止する設備等を設置するなどの対策が必要。
乳幼児	一般の利用者を想定した安全対策に加え、保護者又は監督者同伴の義務づけや、ベビーカーの転落・転倒を防止する設備等を設置するなどの対策が必要。

「防波堤等の多目的使用に関するガイドライン 第2版」より

④ 責任分担

漁港への釣り利用者を受け入れるに当たっては、漁港管理者と釣り利用者の責任を明確にした上で、釣り利用者の理解と協力が必要。
 漁港管理者、釣り利用者がそれぞれの役割を正しく理解し、責任ある行動をとることが求められる。

《 《 解説 《 《

■ 責任分担の考え方

防波堤等を釣り利用として供する場合、利用者の自己責任を前提として利用者の安全確保等を検討することは適当ではなく、漁港管理者の責任及び利用者の責任の範囲を明確にした上で、その責任分担に応じた利用者の安全確保を確実に措置する必要がある。

漁港管理者の責任及び利用者の責任の基本的な考え方に関して、港湾での例を過去の判例から整理した結果は以下の通り。施設の設置管理瑕疵については、管理を外部委託している場合にも、施設管理委託者及び施設管理者が一体的に責任を問われる可能性がある。

なお、施設管理委託者及び施設管理者の内部的な責任分担は、協定書等で定めることが可能である。利用者においては、利用のルールを遵守し、自ら回避可能な危険性については自ら対処するといった適切な利用が求められ、さらに子供を伴う利用の場合には、保護者としての監護責任（適切な指導・監視の義務）が発生する。

～～事例 責任分担の例～～

○石田漁港（富山県黒部市）の釣り棧橋では、「利用心得」として注意事項の提示を行っている。また、設備の安全設備の設置と、管理体制の構築の上で、ルールに従わない場合の利用者の自己責任での利用を設定。過大な責任を負わないことを考慮して、利用料の徴収はしていない。なお、管理者である黒部市と指定管理者の漁協の間での責任分担については、指定管理者募集要項の中で示されている。

（右 石田漁港指定管理者募集要項抜粋）

7 指定管理者と市との責任分担

責任分担については、次のとおりとし、協定により定めることとします。

内 容		負 担 者	
		市	指定管理者
施設の維持管理・運営			○
施設の法的管理	利用承認、承認の取消し		○
	目的外使用許可	○	
施設内設備、備品の維持管理			○
周辺住民、利用者等からの苦情・要望等対応		協議事項	
施設の修繕	小規模修繕		○
	大規模修繕	○	
不可抗力（市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備の修復による経費の増加		○	
自然災害時、防災拠点として利用する間等の業務停止による運営リスク		○	
物価・金利変動に伴う経費の増加			○
政治・行政上の理由による事業変更等に伴う経費の増加		○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす変更		○
	施設管理、運営に影響を及ぼす変更	○	
税制の変更	上記以外の変更		○
	指定管理者の責に帰すことのできない理由により、市からの経費の支払遅延によって生じた事由	○	
支払遅延	上記の場合以外		○
	仕様書等、市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
種類の誤り	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
	利用者や第三者への賠償		○
損害賠償保険（指定管理者の帰責事由に基づく損害賠償保険）	施設の設置瑕疵に伴う損害賠償	○	
	施設保険（火災・建物共済等）		○
事業終了時の費用（指定期間が終了した場合、又は期間途中において業務を廃止した場合等における指定管理者の撤収費用）		○	

○宗像市大島の体験施設「うみんぐ大島」では、釣堤防の利用に際しての注意事項をウェブサイトで掲示している。施設運営に当たっての運営者責任の上で、この注意事項を逸脱する行為に対しては利用者の自己責任である旨を担保する。



釣堤防のご利用に際しての注意事項

- ・一人ひとりがマナーを守って、快適な釣りを楽しみましょう。
- ・初心者コーナーで一般の方の釣りはご遠慮願います。
- ・竿をふる場合は、必ずまわりを確認してから行ってください。
- ・釣人が竿をふっている近くには、近寄らないでください。
- ・安全上ライフジャケットは必ず着用（股ひもは足に通して使用）してください。
- ・本施設では赤土、麦の使用を禁止します。
- ・湾内のまき餌はアミだけ使用できます。
- ・毒のある魚、トゲの鋭い魚がいます。安全を確かめてから触るようにしてください。
- ・周りの方の迷惑になる行為はご遠慮願います。
- ・飲酒して釣りを行うことはお断りさせていただきます。
- ・低学年以下の児童につきましても、必ず保護者の同伴もしくは引率をお願いします。
- ・施設内では、所定の場所で喫煙してください。
- ・まき餌等で汚したところは、必ず洗い流してください。
- ・釣針などゴミの処理は、所定の場所をお願いします。
- ・所定の場所以外での釣りは、安全管理上禁止します。
- ・天候等により危険と認める時は、施設内から退場をお願いすることがあります。
- ・施設管理上、支障があると判断した場合、入場のお断りもしくは退場させていただくことがあります。

うみんぐ大島 利用者への注意事項

■ 港湾の釣り利用における各主体の責任の基本的な考え方

「防波堤等の多目的使用に関するガイドライン 第2版」で以下のように整理されている。

各主体		責任の基本的な考え方
施設所有者		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 防波堤等の本来の目的を前提とした、通常有すべき安全性を確保する責任がある。
管理者側	施設設置者	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 防波堤等の構造や用法、場所的環境、利用状況を踏まえ、釣り利用における防波堤等の危険性を予見し、釣り場としての安全を確保する責任がある。 ➤ 釣り場として想定される利用者を対象として、利用者の行動並びに危険を予見し、危険を防止する措置を講じる責任がある。
	施設管理委託者	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 指定管理者等に管理を委託する場合にも、釣り場としての施設の管理並びに監視体制及び救助体制の構築、適切な救助の実施に関して、施設管理者の使用人としての責任がある。
	施設管理者（管理運営者含む）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 利用者の行動を予見し、物的設備や人的体制の構築による危険の防止措置を講じる責任がある。 ➤ 気象等の情報を直ちに収集・周知する責任がある。 ➤ 事故発生時の対応に関する規定等の作成及び周知の責任がある。 ➤ 適切な監視・救助活動を実施する責任がある。
利用者		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 釣り場としての施設の用法に従い、適切な方法で利用する責任がある。 ➤ 釣り場としての施設の危険性について認識し、自ら回避可能な危険に対しては自ら回避する責任がある。 ➤ 保護者は、子供（事理弁識、危険回避能力を有する子供も含む。）に対する指導・監視の責任がある

※ なお、今般整理した各主体の責任の基本的な考え方については、国家賠償法等における民事訴訟を想定したものであることから、刑法に基づく責任については対象外とした。

防波堤等の多目的使用に関するガイドライン 第2版」より

⑤ 管理運営体制

施設の管理方法は、漁港管理者による直営又は指定管理者による管理が考えられるが、施設の管理とは別に、管理人の常駐や見回り、釣り人への注意を行うことを業務委託する方法も考えられる。

《《 解説 》》

■ 管理運営体制の構築

漁港の防波堤等を釣り利用として供する場合には、防波堤等の本来の用途又は目的を達成するために必要な管理運営体制とは別に、釣り利用としての用途又は目的を踏まえ、施設設置者等の責任及び利用者の責任の範囲を前提とし、利用者の安全が確実に措置されるための管理運営体制を検討することが必要である。

また、釣り利用の来訪者により、地域経済への好循環を生み、漁業者や地区住民への好影響を生むための方策の検討を行うことが望ましい。

■ 管理運営者のタイプ

防波堤等を釣り利用として供する場合の管理・運営は、漁港管理者等が実施する場合が考えられるが、いずれの場合においても、利用者の安全が確実に措置されることが重要である。

また、管理・運営を漁港所在市町村等以外の第三者に委ねようとする際には、管理・運営することとなる者の資力、信用、技能その他必要事項を十分に把握した上で行うとともに、透明性、公平性が確保された手続きにより管理運営者が選定されるよう配慮すべきである。

なお、防波堤等を釣り利用として供する場合の管理運営者としては、公的機関以外の団体・事業者、例えば、民間企業、NPO法人等が想定される。

～～管理運営の事例～～

方法	事例								
行政による管理運営	<p>○荒浜漁港（宮城県亶理町） 漁港管理者は県。公園部分の管理を町が実施。 【管理概要】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁港管理者</td> <td>宮城県</td> </tr> <tr> <td>釣り施設管理者</td> <td>亶理町 (漁港内の荒浜漁港公園釣りデッキ管理)</td> </tr> <tr> <td>管理作業等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な除草等の実施 ・常駐管理人は不在 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	漁港管理者	宮城県	釣り施設管理者	亶理町 (漁港内の荒浜漁港公園釣りデッキ管理)	管理作業等	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な除草等の実施 ・常駐管理人は不在
項目	内容								
漁港管理者	宮城県								
釣り施設管理者	亶理町 (漁港内の荒浜漁港公園釣りデッキ管理)								
管理作業等	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な除草等の実施 ・常駐管理人は不在 								
									

	<p>○那珂湊漁港（茨城県ひたちなか市） 漁港管理者は県。設置者である市が管理を実施。 【管理概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁港管理者</td> <td>茨城県</td> </tr> <tr> <td>釣り施設管理者（漁港内の海門町ふれあい公園でのボードウォーク設置）</td> <td>ひたちなか市（設置者） ※一部作業を外部委託</td> </tr> <tr> <td>管理作業等</td> <td>（外部委託作業） ・公衆トイレ清掃 ・樹木の剪定 ・ボードウォーク腐食修繕</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	漁港管理者	茨城県	釣り施設管理者（漁港内の海門町ふれあい公園でのボードウォーク設置）	ひたちなか市（設置者） ※一部作業を外部委託	管理作業等	（外部委託作業） ・公衆トイレ清掃 ・樹木の剪定 ・ボードウォーク腐食修繕								
項目	内容																
漁港管理者	茨城県																
釣り施設管理者（漁港内の海門町ふれあい公園でのボードウォーク設置）	ひたちなか市（設置者） ※一部作業を外部委託																
管理作業等	（外部委託作業） ・公衆トイレ清掃 ・樹木の剪定 ・ボードウォーク腐食修繕																
指定管理	<p>○石田漁港（富山県黒部市） 漁協が指定管理者として釣り桟橋の管理を実施。隣接するマリーナ施設とあわせて管理を実施している。 【管理概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁港管理者</td> <td>黒部市</td> </tr> <tr> <td>指定管理者（フィッシャリーナ施設を含めた管理者）</td> <td>くろべ漁業協同組合</td> </tr> <tr> <td>管理作業等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 施設の維持管理（日常的な点検、清掃、緑地植栽管理、漁港施設警備、備品の管理、施設修繕 ※50万円以上の修繕は市が実施） 管理運営（フィッシャリーナ利用案内、受付、料金徴収、釣り桟橋、セミナーハウスの開閉、利用者対応、漁業関係者、施設利用者との調整） 利用送信（イベント誘致、広報宣伝） ※指定管理業務仕様書にて規定 </td> </tr> </tbody> </table> <p>○松原漁港（長崎県大村市） 漁港内の釣り施設と併せて、周辺の公園と一括で漁協が指定管理者として管理を行っている。日常的には近隣に住む組合員が管理業務を実施している。 【管理概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁港管理者</td> <td>大村市</td> </tr> <tr> <td>指定管理者（漁港施設全体の管理）</td> <td>大村市漁協松原支部</td> </tr> <tr> <td>管理作業等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 漁港施設の管理に関する業務（漁港の保全に反する行為の監視、漁港施設の秩序維持のための監視連絡伝達など） ※釣り施設のある公園の施錠及び開錠についても位置づけ 漁港施設の維持に関する業務（清掃、整理、危険物除去、軽微な補修など） 漁船以外の船舶の監督 モニタリング ※指定管理業務仕様書にて規定 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	漁港管理者	黒部市	指定管理者（フィッシャリーナ施設を含めた管理者）	くろべ漁業協同組合	管理作業等	<ul style="list-style-type: none"> 施設の維持管理（日常的な点検、清掃、緑地植栽管理、漁港施設警備、備品の管理、施設修繕 ※50万円以上の修繕は市が実施） 管理運営（フィッシャリーナ利用案内、受付、料金徴収、釣り桟橋、セミナーハウスの開閉、利用者対応、漁業関係者、施設利用者との調整） 利用送信（イベント誘致、広報宣伝） ※指定管理業務仕様書にて規定	項目	内容	漁港管理者	大村市	指定管理者（漁港施設全体の管理）	大村市漁協松原支部	管理作業等	<ul style="list-style-type: none"> 漁港施設の管理に関する業務（漁港の保全に反する行為の監視、漁港施設の秩序維持のための監視連絡伝達など） ※釣り施設のある公園の施錠及び開錠についても位置づけ 漁港施設の維持に関する業務（清掃、整理、危険物除去、軽微な補修など） 漁船以外の船舶の監督 モニタリング ※指定管理業務仕様書にて規定
項目	内容																
漁港管理者	黒部市																
指定管理者（フィッシャリーナ施設を含めた管理者）	くろべ漁業協同組合																
管理作業等	<ul style="list-style-type: none"> 施設の維持管理（日常的な点検、清掃、緑地植栽管理、漁港施設警備、備品の管理、施設修繕 ※50万円以上の修繕は市が実施） 管理運営（フィッシャリーナ利用案内、受付、料金徴収、釣り桟橋、セミナーハウスの開閉、利用者対応、漁業関係者、施設利用者との調整） 利用送信（イベント誘致、広報宣伝） ※指定管理業務仕様書にて規定																
項目	内容																
漁港管理者	大村市																
指定管理者（漁港施設全体の管理）	大村市漁協松原支部																
管理作業等	<ul style="list-style-type: none"> 漁港施設の管理に関する業務（漁港の保全に反する行為の監視、漁港施設の秩序維持のための監視連絡伝達など） ※釣り施設のある公園の施錠及び開錠についても位置づけ 漁港施設の維持に関する業務（清掃、整理、危険物除去、軽微な補修など） 漁船以外の船舶の監督 モニタリング ※指定管理業務仕様書にて規定																

漁協等による
業務委託

○平塚漁港（神奈川県平塚市）

漁協へ業務委託を行っている。フィッシャリーナ、海の駅の認定もあり、併せて管理人が常駐している。

【管理概要】

項目	内容
漁港管理者	平塚市
業務委託 (フィッシャリーナ施設を あわせて管理業務の委託)	平塚市漁業協同組合
管理作業等	・フィッシャリーナの管理として常駐。釣り人への注意を行う。 (釣り利用については自由使用の範囲での実施のため、安全管理は原則自己責任)

○渡漁港（鳥取県境港市）

釣り船協会（漁協と観光事業者による組織）へ業務委託。施設の新設整備を契機に業務委託を実施。協会員が毎日の見まわりを実施している。

【管理概要】

項目	内容
漁港管理者	境港市
業務委託	渡釣り船協会（漁協、観光事業者による組織） ※漁港に停泊する船（79 隻）はすべて渡釣り船協会会員。
管理作業等	・毎日の見まわり ・危険な場合の注意 ・従前から渡釣り船協会は管理を実施していたが、漁港の整備に際して業務委託として正式に整理し、委託料を支払い。

⑥ 施設管理運営基準

安全に管理・運営するための基準を設定することが望ましい。
釣り施設の日常管理、閉鎖の基準、事故時の対応を定めておくことが望ましい。

《《 解説 》》

■ 管理運営基準の作成

管理運営者は、防波堤等を釣り利用として安全に管理・運営するため、以下の各基準を検討する。また、地域の実情により、その他必要となる基準等があれば、併せて検討することが望ましい。なお、必要に応じて、検討組織において意見を求めることが望ましい。

【管理運営基準で定めるべき内容】

基準	内容
(1) 施設管理運営基準	気象・海象、利用状況の地域特性や時期を考慮して、利用可能な期間や時間、常時及び非常時の管理体制（監視員の配置・業務内容）、施設の点検方法や気象・海象の観測方法を整理した基準を定める。また、日々の点検結果や観測結果は記録として保存する。
(2) 施設閉鎖基準	施設を閉鎖する判断の基準（だれが、いつ、何に基づいて判断するか）を定める。 判断基準としては、例えば、波浪、風（風向、風速）、潮位、霧、雨（雪）、雷、地震（津波）等を検討する。 閉鎖基準は、文書化して管理棟などの見やすい位置に掲示しておくことが重要である。また、対応した記録は保存する。
(3) 防災・救助組織基準	事故等の緊急事態が発生することを想定し、海上保安部署、警察署、消防署をはじめとする関係行政機関との連絡体制を定めるとともに、これら関係行政機関や病院等の連絡先を掲示する。また、地震時の対策として、避難場所の設定（津波発生時は高台まで）や避難方法及び経路を定める。なお、万一の事故発生時や地震時に備えて訓練を実施し、日頃より円滑かつ迅速な対応が図られるよう努める。

～事例 漁港における管理運営基準の例～

黒部市石田漁港での管理にかかる基準設定を以下例示する。

項目	内容
指定管理業務仕様書での規定内容	<ul style="list-style-type: none"> ○目的 ○管理運営方針（関係法令、条例の規定の順守、公の施設としての公平性の確保、利用者の満足度を高める、適正かつ効率的な施設の管理運営、経費の削減に努めること） ○施設の維持管理（及び運営）業務の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・施設維持管理（日常的な点検及び清掃業務、緑地植栽の維持管理、漁港施設の警備、備品の管理、修繕） ・運営管理業務（利用案内利用補助（フィッシャリーナ等利用案内など）、施設の利用承認、利用料金徴収、利用集計（利用者数、イベント利用者数の把握）、釣り桟橋、セミナーハウスの開閉業務、利用者等への対応、利用促進） ○その他、事故災害の対応、特別な場合の市の優先利用の取り扱いなど
黒部市石田漁港条例	<p>※下線の内容が特に釣り桟橋に関連する内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1条(趣旨) 第2条(漁港施設の維持運営) <u>第3条(漁港の保全)</u> <u>第4条(漁港の区域内の秩序維持)</u> 第5条(危険物等についての制限) 第6条(漂流物の除去命令) 第7条(陸揚げ等の区域における利用の調整) 第8条(利用の届出) 第9条(占用の許可) 第10条(利用の許可) 第11条(権利義務の移転の制限) 第12条(占用料) 第13条(入出港届) 第14条(占用の許可の取消し等) 第15条(公益上の必要による許可の取消し等) <u>第16条(指定管理者による管理)</u> <u>第17条(指定管理者が行う業務)</u> <u>第18条(休止日)</u> 第19条(利用料金) 第20条(利用料金の減免) 第21条(利用料金の不還付) 第22条(許可の制限) 第23条(利用の許可の取消し等) 第24条(委任) 第25条(罰則) 第26条(両罰規定)
黒部市石田漁港条例施行規則	<p>※下線の内容が特に釣り桟橋に関連する内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1条(趣旨) 第2条(危険物等の種類) <u>第3条(つり桟橋) ※釣り桟橋の利用時間、釣り桟橋への入場を拒み、退場を命ずる基準（保護者を伴わない10歳未満の児童生徒、他人に危害を及ぼし迷惑をかける恐れのあるもの、施設、設備及び備品を損傷し、又は滅失するおそれのあると認めるもの、指定管理者が管理上支障があると認めるもの）</u> 第4条(許可申請書等の様式) 第5条(その他)
石田漁港内釣り桟橋「利用心得」	<ul style="list-style-type: none"> ・利用時間、使用料金、休場日、注意事項の明文化 (p.29 参照)

～～事例 漁港での釣り桟橋の設置、漁協による指定管理～～

漁港	石田漁港（富山県黒部市）
概況	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港での釣り桟橋、フィッシャリーナの整備 ・漁業利用と釣り、プレジャーボート利用の区域分け ・釣竿、釣り餌の販売、飲料・軽食の販売を実施 ・釣り桟橋の利用は無料
利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数5年平均5,300人、多くは県内客 ・利用時間は6時～19時（夏場）、夜間は閉鎖
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・海に触れる、魚に触れる機会の創出、魚食の振興、漁業の振興に繋がることが期待される。 ・桟橋及びセミナーハウスがあることで、釣りに関する様々なイベントが展開される。 ・地域の観光振興においても貴重なコンテンツであり、近年のワーケーションなどの展開においても、安全に釣りができる環境・設備は誘客の売りになる。 ・黒部市では市域全体としての計画で、石田でのフィッシャリーナ、生地での魚の駅、さらに近年整備の道の駅の相乗効果を狙う。 ・セミナーハウスにおける令和4年4月～11月の売上合計は、飲料約35千円、お菓子約73千円、釣具約801千円、貸し竿約550千円。
施設・管理	<ul style="list-style-type: none"> ○釣り桟橋の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・周囲に70cm程度の柵の設置、入口部に柵の設置 ・救命浮き輪、梯子、注意喚起看板の設置 ○管理 <ul style="list-style-type: none"> ・隣接するフィッシャリーナと併せて漁協による指定管理 ・釣り桟橋以外での防波堤立ち入り禁止
資料	<p>【位置図】</p>

～～ 港湾における管理運営基準の事例～～

港名及び管理運営者		基準の内容
新潟港	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営者はNPO法人 NPO法人が港湾管理者に、防波堤を釣り場として開放する目的で使用許可申請を提出し許可後に開放 	<ul style="list-style-type: none"> 防波堤の入り口に管理棟（受付）を設置し、利用者から誓約書を受理 防波堤上はNPO法人のスタッフが監視員として常駐し、利用者の安全を確保
熱海港	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営者はNPO法人 静岡県では、港湾における釣り人のマナー普及や安全指導等の啓発活動を実施する「港湾指導員」制度（H4.4月）を導入 NPO法人のスタッフは静岡県から委嘱された「静岡県・港湾指導員」 	<ul style="list-style-type: none"> 「港湾指導員」は、釣り人の理解と協力を得ながら、マナー、違法駐車対策、環境美化、安全確保に関する指導啓発を実施 緊急時における関係機関との緊急連絡網を確立するとともに、万が一に備えて、年に1回、避難誘導や救助訓練を実施
大阪港	<ul style="list-style-type: none"> 大阪市は、条例の規定により港湾施設への立入禁止区域を指定 	<ul style="list-style-type: none"> 立入規制を行わない区域は、救命浮環、縄梯子、危険告知の看板の設置。また、渡船業者、釣り関係団体と協力して安全対策の遂行の指導を実施 渡船利用区域では、救命胴衣着用の確認、単独釣り禁止の徹底、安全確認のための定期的な巡回、気象・海象急変時等の緊急連絡及び対処法の基準作成と遵守、救命設備の点検・確認、釣り人の誓約書署名の徹底、遊漁船法に基づく瀬渡し特約付き保険の加入、釣り人が残したゴミの清掃の対策を要請 釣り団体等には、救命胴衣着用やゴミの持ち帰り等の周知、巡回指導員による安全、マナーの指導啓発、救命設備の点検、ルールとマナーの遵守の徹底を要請
名古屋港	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営者は民間事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 転落防止柵、管理棟、情報伝達施設（インターホン、放送設備）、夜間照明施設、救命浮環等の安全設備を設置し、365日24時間釣り場を無料で開放 管理運営者は警報発令時の施設閉鎖、情報提供を実施

(注) 上記は事例であり、地域の実情に合わせて決定することが望ましい。

(防波堤等の多目的使用に関するガイドライン 第2版)

(2) 漁港での釣り利用にかかる課題解決の検討

～漁港関係者による検討～

漁港の釣り利用については、公共用に供する行政財産である漁港施設の用途又は目的を妨げない、本来目的である漁業活動の利用上支障とならない限りにおいて、釣りなど目的外に使用させることができる。しかし、各地で様々な課題が発現している状況もうかがえることから、それらの課題について、それぞれ解決を検討することが必要である。

漁港の釣り利用における課題として、漁港及びその周辺での釣り人の駐車が漁港利用及び地域の生活交通を阻害する例が見られる。特に、集落が密集し、狭隘な道路、漁港の限られたスペースでの駐車は、漁業や生活に大きな影響がある。

また、釣り人が出すゴミの処理が課題になっている漁港もある。釣り人が持ち込む食べ物の容器や釣り道具のパッケージ、仕掛けや釣り糸の放置などが見られる。

釣り場の近くに公衆トイレが無い場合に、漁港やその付近で用を足してしまう例もある。

安全上また漁業活動の阻害となるため一般の立ち入りを制限している区域への立ち入りにより釣りをを行う例についても、対策が必要である。

【検討事項】

漁港関係者（漁港管理者、漁協、関係地方公共団体等）において、現状ある課題及び今後発生が危惧される課題についての整理並びにその解決策について検討を行う。主な課題として挙げられる事項は以下の通り。

- ①駐車場の確保
 - ②ゴミの持ち帰りルールの徹底
 - ③トイレの確保
 - ④立ち入り制限
 - ⑤利用ルールの設定・順守
-

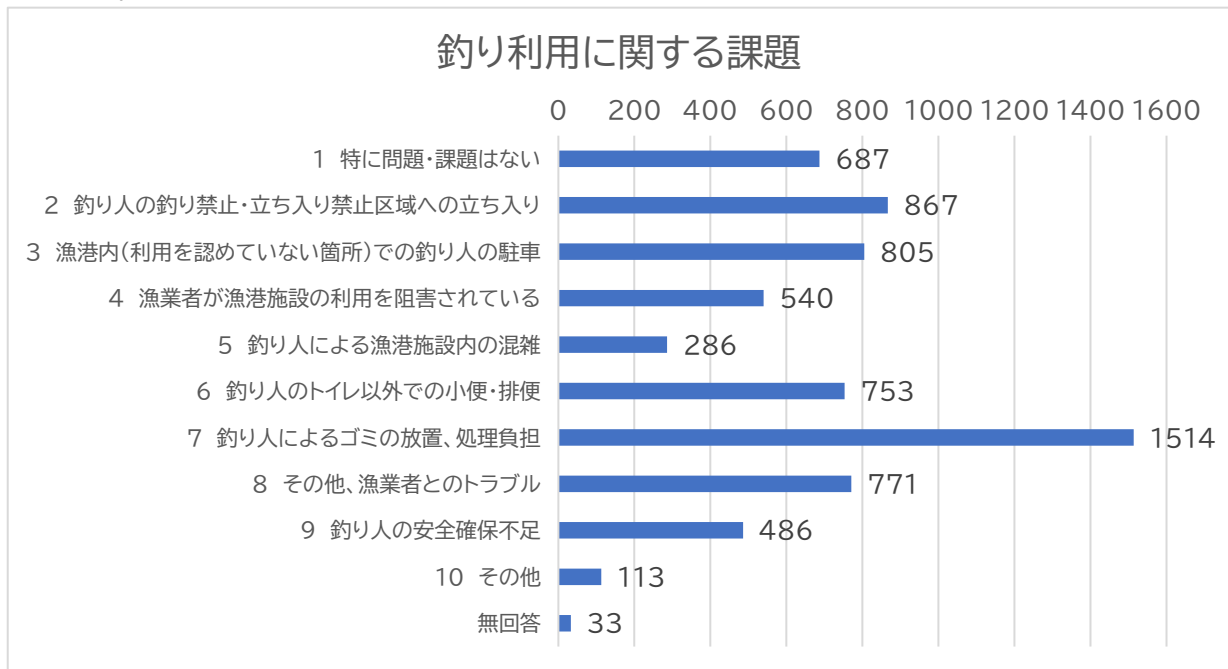
■ 漁港での釣り利用の現状と課題

釣り人によるゴミの放置や、トイレ確保の問題、漁港内の認められていない場所への駐車、立ち入り禁止区域への立ち入りなど、漁業者による漁港利用の阻害や、釣り人の安全確保不足、竿や釣り糸の漁船や遊漁船との接触などのトラブルも散見される。

漁港施設を釣りで使用するに当たっては、本来目的である漁業活動の利用上支障とならないことが前提となる。本来目的である漁業利用と、釣りでの利用の共存のための方策について検討することが必要である。

■ 現状での各地の漁港釣り利用の課題

令和4年度に水産庁が漁港管理者を対象に実施したアンケートにおいては、「釣り人によるゴミの放置、処理負担」が最も多い課題、次いで「釣り人の釣り禁止・立ち入り禁止区域への立ち入り」、「漁港内（利用を認めていない箇所）での釣り人の駐車」などとなっている。



① 駐車場の確保

漁港に訪れた釣り人の車が、不法駐車や漁業活動への支障とならないよう、可能な限り、漁港内や漁港周辺の駐車場を含めてスペースの確保を図る。
適切な駐車場への誘導を検討する。

《《 解説 》》

漁港及びその周辺での釣り人の駐車が、漁港利用及び地域の生活交通を阻害する例が見られる。特に、集落が密集し、狭隘な道路、漁港の限られたスペースでの駐車が、漁業や生活に大きな影響がある。その対策として、既存駐車場の活用、新たな駐車場整備双方での検討を行う。

【対策の方法】

項目	内容
既存駐車場を活用する場合	<ul style="list-style-type: none">・漁港施設として駐車場が整備されている場合、漁業者が利用していない時期や時間帯において、漁業に支障がない範囲で釣り利用者への開放を検討する。その場合、漁港施設として整備された駐車場は、漁業活動が前提である旨、周知を十分図る。・漁港周辺に民間駐車場がある場合、釣り利用者を民間駐車場へ誘導する。・違法駐車対策として、民間駐車場等の駐車可能な場所を周知することが重要である。
新たに駐車場を整備する場合	<ul style="list-style-type: none">・漁港内に、漁業に支障がなく駐車場が整備可能な土地がある場合は、整備主体や運営方法を考慮の上、整備を検討する。・有料駐車場の設置については、有人管理、ゲート式、ロック板などの方式があり、立地条件に応じて選択することになる。近年、商業施設等でゲートやロック板の無い優良駐車場が増加している。限られた用地の有効活用の観点、駐車車両の記録・監視による防犯上の観点でのメリットがある。
駐車場以外での駐車を取り締まり	<ul style="list-style-type: none">・駐車禁止区域での路上駐車については、道路交通法の駐車違反による取り締まりの他、無断駐車を証拠として残すための監視カメラの設置や、パトロールによる証拠写真の撮影をもって警察への相談を行うことも考えられる。

② ゴミの持ち帰りルールの徹底


ゴミの回収方法について検討し、回収が困難な場合は、ゴミの持ち帰りの徹底を図る。必要に応じて、見回り点検の体制を整える。監視カメラの設置や、ゴミの放置の常習者に対しては釣り利用を制限させる体制づくりも必要。

《《 解説 》》

釣り人が出すゴミの処理が問題になっている漁港もある。釣り人が持ち込む食べ物の容器や釣り道具のパッケージ、仕掛けや釣り糸の放置などが問題になっている。

ゴミの持ち帰りルールづくりや回収の方法の検討を行う。

【対策の方法例】

項目	内容
ゴミの持ち帰りの徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ 釣り人によるゴミ持ち帰りをルールとする場合には、その徹底について掲示物やウェブサイトなどで明示する。 ・ 特に、仕掛けや釣り糸、パッケージなど、小さなゴミの発生も多いこと、釣り糸の放置により漁業者や釣り人が怪我をするなどの危険性についても併せて明示する。 ・ ごみの不法投棄は犯罪行為であることを明記することも有効である。 → 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。 → 軽犯罪法第一条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。第二十七号 公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物を棄てた者
ゴミ持ち帰り用密閉袋の販売	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に対してのサービスとして、ゴミ持ち帰り用の密閉袋の配布、販売が考えられる。 ・ 袋は釣果としての魚の持ち帰り用としても活用できる。
ゴミの回収、協力費の徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港でのゴミの回収を行う場合に、ゴミ回収費として料金を徴収する方法が考えられる。 ・ ただし、徴収に当たっては、管理者としての徴収となること、適正にゴミの処理を行うことが条件となる。 ・ 管理者において、釣り糸、釣り針、ワーム、ルアー等を捨てるボックスを用意して回収することも有効である。 <div style="text-align: right;">  </div>
地域での漁港の清掃活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港を美しく保つことにより、ゴミの放置を防ぐ方法を考える。 ・ 地域住民、民間団体等が、道路、公園、河川などの特定の公共財について、定期的に美化活動等を行うことを行政と契約する制度であるアダプト制度が海外で始まり、国内でも各地の地方公共団体等で導入されている。長崎県では「県民参加の地域づくり事業」として、活動に取り組むボランティア団体を登録し、その活動への支援（保険の加入、活動に必要な軍手やゴミ袋などの支給、備品の購入支援など）を行っている。

③ トイレの確保

漁港においてトイレ以外で用を足す行為は、漁業活動への支障、地元住民への迷惑、環境への影響があるものとして考える必要がある。

周辺に公衆トイレがある場合は、トイレの場所を示した看板の設置やチラシの配布が有効。

水産物消費に繋げるため、直売所等のトイレを開放し、商品の購買や飲食へ誘導する工夫も有効。

《《 解説 》》

釣り場の近くに公衆トイレが無い場合に、漁港やその付近で用を足してしまう例がある。トイレ設置の方法や既存施設の利活用について併せて検討を行う。

【対策の考え方】

項目	内容
市町村によるトイレの設置	<ul style="list-style-type: none"> 公衆トイレの設置については、市町村での設置が考えられる。漁港内においては、占用許可等により整備することができる。 <p>【網代漁港での熱海市設置の公衆トイレ】</p> 
民間施設の協力	<ul style="list-style-type: none"> 民間施設の利用について合意を得る。店舗などで、釣り人へのトイレ提供時の商品購買や飲食などでの経済的効果を狙う。
管理手間の少ないトイレ設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> 工事用仮設トイレの設置や、環境負荷、処理コストの低減を図るバイオトイレの設置などを検討する。海の環境への影響や周辺エリアへの影響について考慮する必要がある。  <p>(排水を再生循環するモジュール WOTA 株式会社)</p>

④ 立ち入り制限

安全管理の観点、漁業活動への影響を防ぐ観点から、ゾーニングなど漁業活動との分離徹底が重要。
釣り利用の条件として立ち入り制限を図ることによって、釣り利用エリアを確保することに繋がる。

《《 解説 》》

釣り中の海難事故は、防波堤での越波等による海中転落、夜間の見通しの無い中での海中転落、消波ブロックの踏み外し、夏場の長時間の釣りによる熱中症、他の釣り人の釣り針によるけがなどが挙げられる。

令和3年海上保安庁の調査によると、釣り中の事故者数は令和3年326人、うち、死者・行方不明者は107人。事故内容の約76%が海中転落となっている。

海中転落者の発生場所は、防波堤が38%、磯場が31%、岸壁が20%、消波ブロック7%。海中転落者のうち、ライフジャケット非着用者の44%、着用者の26%が、死亡・行方不明となっている。

【対策の考え方】

項目	内容
立ち入り制限看板	<ul style="list-style-type: none">・ 看板の設置により、一定程度の立入制限は可能であるが、すべての立ち入りを防ぐことは難しい。・ 立入制限に対する強制力の発動についての検討が必要である。立入禁止の場所に入った場合には軽犯罪法違反となり処罰されることがある。
フェンスの設置	<ul style="list-style-type: none">・ 完全に立ち入りを防ぐためには、フェンスで閉鎖し、漁業者や関係者のみが漁港に立ち入りできるようにすることが考えられる。・ フェンスの設置費用、鍵の管理コストと運用が必要。
IoT利用による人流の管理	<ul style="list-style-type: none">・ IoT技術により人流の管理を行う方法が考えられる。将来的な実用化が想定される。携帯電話などの媒体で立ち入り禁止区域への進入時のアラート、漁船入港時や天気の急変時などのアラートを出すことも考えられる。

⑤ 利用ルールの設定・順守

安全管理の観点、漁業活動への影響を防ぐ観点から、安全対策、立ち入り制限に関するルール設定を行う。

《《 解説 》》

■ 地域のルールとしての情報提供

漁業者や地域住民とのトラブルを防ぐためにも、ごみの持ち帰り、汚れ箇所の清掃、トイレ以外での排便の制限、駐車可能箇所（禁止箇所）、立ち入り制限（漁業活動の阻害防止）などの基本的な行動のルール、投げ釣りの制限、係留ロープ箇所での禁止、漁船航行時の竿上げ、ゴムボートの禁止などの情報を適切に伝えることが必要である。

■ 安全対策としての情報提供

防波堤等は、気象・海象条件に左右されやすい自然環境にあることから、管理運営者は、待避方法や経路など、危険を回避するための情報や、施設設置者等の責任及び利用者の責任の範囲を前提とした安全対策、施設管理運営基準等の基準、利用のルール等を利用者へ適切に情報提供する方法について検討することが必要である。

■ 課題事例の整理

投げ釣りにより、漁船や遊漁船の航行の邪魔になること、釣り糸や竿が船に絡まるなどの問題が生じている。

漁港内のごみや禁止された場所での駐車、漁業者の陸上げや作業の邪魔になる箇所での釣り、係留する漁船の近くでの釣りにより、係留ロープに釣り針が巻きついたまま放置される、漁船に乗り込み物品の窃盗を行うなどの問題も生じることがある。

さらには釣り人同士のトラブル、騒音や釣り人のキャンプ等での火の始末などでの住民トラブルも挙げられる。

地域での課題事例については収集し、その対策について考えることが重要である。

【対策の考え方】

項目	内容
地域ルールの設定	<ul style="list-style-type: none">・まずは、地域でルールを設定を行うことが必要。・強制力の発動については、内容により協議が必要である。
漁港パトロールの実施	<ul style="list-style-type: none">・漁港のパトロールにより、ルールの順守を監視することが考えられる。日常的に漁業者の利用があるため、漁業者の目で不審な利用者を発見することは可能である。→漁港でのパトロールの実施がむつ市川内町で実施されている。一般社団法人日本ドローン活用推進機構との連携により、2021年10月、川内町漁業協同組合漁業権内海域における密漁防止及び資源保護等の監視に無人航空機(ドローン)を活用した実証実験の公開夜間飛行訓練を行い、密漁船に見立てた漁船を走行させ、ドローンで追尾する飛行を実施した。飛行中の撮影動画をモニターへ投影し、夜間でも船影がはっきりとわかる。密漁防止の取組みから、釣り人等の立ち入り監視を行うことも考えられる。

項目	内容
	→海釣り公園として開放している熱海港においても、不定期で熱海警察署により夜間防波堤内での警察車両走行による取り締まりを行っている。管理施設の夜間無断侵入は不法侵入であるとして、侵入者を退出させることを協議により合意している。
監視カメラの設置	・監視カメラの設置により、安全に監視を行うことが可能。ただし、設置に係るコストの分担についての検討が必要。
漁港での釣り教室等の実施	・利用制限のルール設定と監視だけではなく、積極的な交流を持つことも有効。ルールを守らない層のうち、ビギナー層についてはルールを知らないことに起因するという例もみられることから、釣り教室としてビギナーに対して地域の漁業や漁港の利用、釣りの方法について教えることは、地域のファンになる可能性を考えても有効である。

■ 地域ルールとして設定すべき内容例

各地での事例から、設定するルールについて以下のように整理する。

【ルールの内容】

項目	内容
施設利用	○利用者制限 <ul style="list-style-type: none"> ・利用人数制限 ・持ち込み竿数の制限
安全対策の徹底	○救命胴衣の着用
	○子ども等の注意 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの利用の注意、保護者の同伴の記載 ・酒酔いの方の立ち入り制限
	○気象条件での閉鎖
施設の維持管理	○ゴミ・タバコ <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの投げ捨てるの禁止 ・ごみの持ち帰りのお願い ・喫煙の制限
	○トイレ以外での排便禁止
	○施設の清掃 <ul style="list-style-type: none"> ・汚れの除去お願い
立ち入り制限	○立ち入り制限 <ul style="list-style-type: none"> ・許容される釣り場以外での釣りの禁止 ・立ち入り禁止区域への進入禁止
駐車場	○駐車 <ul style="list-style-type: none"> ・漁港内の作業場での駐車禁止 ・禁止箇所での駐車禁止
漁業者の優先	○漁業者の作業配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者の作業阻害の禁止 ・漁船進路での竿上げの順守
	○漁船への危害禁止 <ul style="list-style-type: none"> ・漁船への危害禁止 ・漁船係留ロープでの針等のからみの注意
禁漁等の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・禁漁箇所 ・漁業権魚種の採捕禁止 ・定置網周辺での釣り禁止 ・潜水具を用いた採捕の禁止
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・係員の指示の順守 ・清掃協力金のお願い

～～事例 利用ルール例 石田漁港内釣り桟橋「利用心得」～～

利用時間	4～8月 午前6時～午後7時 3・9月 午前6時～午後6時 10月 午前6時～午後5時 11～2月 午前7時～午後5時
使用料金	無料
休場日	年末年始(12月30日～1月1日)・冬期(12月～2月度毎水曜日)
注意事項	1. 10歳未満の児童生徒は保護者の同伴が必要です 2. 釣り桟橋内は120名を超えて使用することはできません 3. 釣り桟橋は足元が滑りやすく危険ですので十分注意してください 4. 救命胴衣等を着用し安全対策に十分気配りの上、釣りを楽しみましょう 5. 小さいお子さんをお連れの場合は危険ですから目を離さないでください 6. 海へのゴミや余分なエサ等を投げ捨てないでください 7. 持ち込める竿は2本までです 8. 危険防止のため酒を飲んで酔っている人はお断りします 9. 釣り桟橋内では釣り竿を振り回して人に怪我をさせないように十分に注意してください 10. 危険が予想される気象条件の場合は閉鎖します 11. 釣り桟橋内では係員の指導や指示に従いましょう 12. 危険ですから釣り桟橋以外での釣りは禁止です

～～事例 日本釣振興会 漁港での釣りルール～～

ルール・マナー違反で釣り場が閉鎖されることも 釣り場はみんなで守ろう!

各地の漁港において、釣り人が起こすトラブルが多発しています。漁港は漁師さん達ののために作られた仕事場です。釣り人は漁師さんの仕事場で釣りさせてもらっているという気持ちを持ち、漁師さんに迷惑をかけるような注意しましょう。釣り人の行為が漁師さんの仕事の邪魔になると、漁港は閉鎖されて釣りができなくなります。ルール・マナーを守り、安全にも配慮して釣りを楽しみましょう。

1 漁港は漁師さんの仕事場です。

漁港内の作業場に駐車したり、立ち入ると漁師さんに迷惑をかけるようになります。

2 漁港の周辺には漁業法に基づく共同漁業権が設定されています。

スクリューに糸が巻き込まれたら修理代がかかるよ!!

船の進路妨害は漁師さんへの迷惑行為です。船が近かったらサイオを上げて糸を巻き取りましょう。

3 船の係留ロープやハリやルアーが絡まないよう注意しましょう。

ロープに絡んだ仕掛けのハリやルアーは船を使う人には大変危険です。ロープに絡まない様注意しましょう。

4 釣り場のゴミは必ず持ち帰らしましょう。

ここにゴミを捨てるのはゴミ。ゴミは持ち帰ってね。

釣り場に放置されたゴミで地元の人困っています。自分が出したゴミは自分で持ち帰るのがマナーです。

5 釣り禁止、立入禁止場所には立ち入りしないで下さい。

そこは危険だし、入ると軽犯罪法違反だよ!

立入禁止場所への進入は軽犯罪法違反の犯罪です。

6 駐車禁止の場所には車を停めないで下さい。

そこに駐車すると、地元の人に迷惑がかかるのだからダメ!

決められた場所以外に駐車すると地元の人仕事や生活に迷惑をかけることになり。迷惑駐車はルール違反です。

7 トイレ以外での小便・排便はやめましょう。

ここで小便をすることはダメ!

トイレがない場所への釣行時は携帯トイレを持参し、地元の人に迷惑をかける行為はやめましょう。

8 コマセやイカスミ等でこの場所は、海水を汚してきれいにはじまじょう。

ここで、あとから来る人も気持ちよく使えぬわ。

エサやコマセの容器も放置せず、必ず持ち帰りましょう。特にイカスミは海水を汚してきれいにしてしまじょう。

9 猫や鳥を守るため、ハリが付いた魚や釣り糸は放置しないようにしまじょう。

危ない! ハリが付いているから、食べてしまじょう!

ハリがついた魚を食べて死んだ猫や、ハリや釣り糸が絡んだ野鳥の報告があります。猫や野鳥を守りましょう。

10 水難事故を起こさないように救命具を着用し、荒天時には釣りに行かないようにしまじょう。

自分の安全は自分で守りましょう!

釣り人の水難事故が起こると、釣り場が閉鎖される可能性があります。

釣り人宣言

私たちは、釣りを通じて青少年の健全な成長を促すとともに、釣り文化を継承していきます。また将来にわたり若男女が釣りに取り組めるよう、ルール・マナーを守り、安全を確保し、自然環境に配慮します。そのために、以下のことを宣言します。

- ルールを守ります**
 - 職業(釣り)に関する法令・規則を守ります
 - 立入禁止場所には入りません
 - 漁業や近隣住民の迷惑になる行為はしません
- マナーの向上に努め、自然環境美化・保安に努めます**
 - 釣り場をきれいに保つため、使用した釣具やゴミは必ず持ち帰ります
 - 安全な取組として、荒天時は無理せず釣りを中止します
- 楽しい釣りをするため、安全対策に努め事故を防ぎます**
 - ライフジャケットを積極的に着用し、水辺での安全に注意を払います
 - より多くの人が釣りの楽しさと自然の大切さを伝えていきます

安全対策13ヶ条

安全対策13ヶ条 釣りは安全対策をもって楽しみましょう。

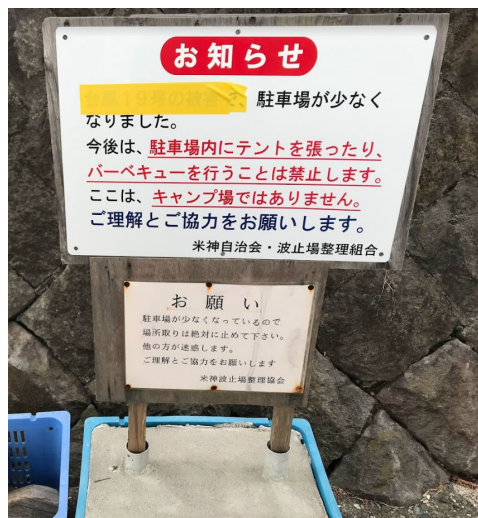
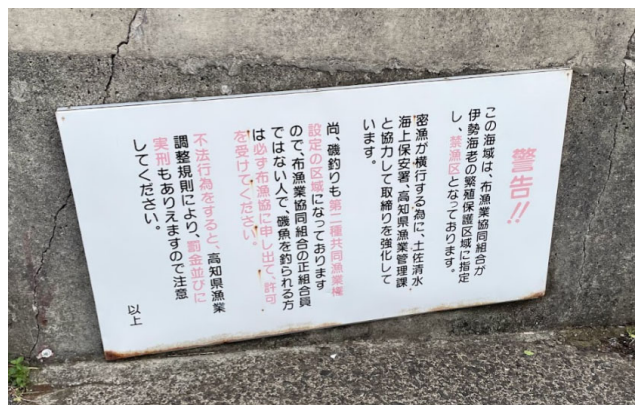
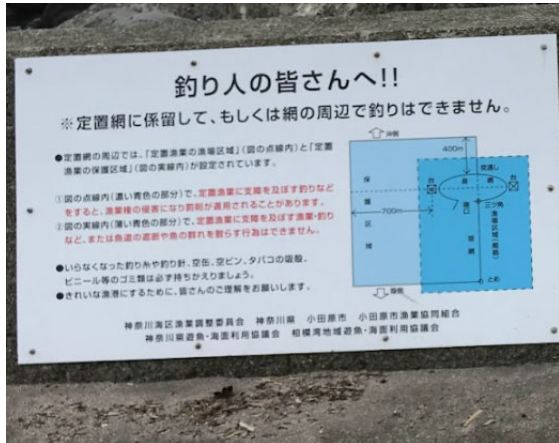
- 心構え**
 1. 釣り開始前の中で行う以上、危険が伴うことを認識しましょう。
 2. 釣りの際の安全確保は自己責任であることを認識しましょう。
- 安全の準備**
 3. 釣りの前には必ず釣り場の天候を確認し、風や波等の注意報が発令されている場合は釣り中止をしましょう。また波動を利用する場合、船長に釣り場の波の情報を確認しておきましょう。
 4. 家族などに行先や行動を伝えておきましょう。
 5. 万一に緊急時救助は駆けつけ人以上で行いましょう。
 6. 携帯電話の電源を確保し、また換気扇が壊れているなど周囲の状況にも必ず注意をしましょう。
- 釣り場の安全対策**
 7. 救命胴衣(ライフジャケット)は乗船正しく着用しましょう。
 8. ルールやマナーを無視し、立入禁止地区には入りましょう。
 9. 濡れて濡草などで滑りやすくなっている場所ではスパイクシューズの着用を必ず、また十分に注意をしましょう。
 10. 海岸や川等の水辺には必ずライフジャケットを着用し、絶対に立ち入りましょう。
 11. 安全帯を必ず着用し、天候の悪化が予測された場合は直ちに釣りを中止し、安全な場所へ避難しましょう。
 12. 波や急流が発生した場合、直ちに立ち入り禁止の場所へ避難をしましょう。(漁船と救命胴衣の入れ替えは必ずしも必要ありません)
 13. 水中への転落を回避した場合、クーラーボックス等浮くものやロープを投入し、速い人にも協力してもらい救助活動にあたります。

公益財団法人 日本釣振興会
Japan Sport Fishing Foundation

ももちゃんの「ルール・マナー」動画

日本釣振興会

46





～事例 港湾での順守を求める利用ルール例～

港名	釣り行為関連	施設利用関連	環境関連
新潟港	<ul style="list-style-type: none"> 釣竿は一人2本まで 立入禁止区域での釣り禁止 通路に釣竿及び荷物を置く行為は禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 誓約書に署名 救命胴衣は必ず着用 混雑時は安全確保のため入場規制を実施 小学生の入場は成人の引率が必要 小学生未満は保護者引率でも入場禁止 飲酒した状態の入場及び施設内での飲酒は禁止 施設内で火気を利用する行為は禁止 施設内で日よけ等の設置は禁止 開放時間外は立入禁止 許可のない物品の販売禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 海へのゴミ捨て禁止 所定の場所以外では禁煙
熱海港	<ul style="list-style-type: none"> 複数の場所での釣竿利用は禁止 混雑時の竿出しは、一人1本 施設内でヤエン釣り、アジの泳がせウキ釣り等は禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 所定の場所以外での釣りは禁止 施設内に入場の際は救命胴衣を必ず着用 小学生以下の子供は、必ず大人(16歳以上)の同伴もしくは引率が必要 飲酒をしての入場及び施設内での飲酒は禁止 施設内でたき火・花火・バーベキューなど火気を利用する行為は禁止 フェンスの外側は、危険なため釣り禁止 営業時間外は立入禁止 テント張りは、後方のフェンス際を実施 ローラーシューズ、キックボードは施設内での利用は禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ゴミは所定の場所に、タバコのポイ捨ては禁止
名古屋港	<ul style="list-style-type: none"> 釣竿は、1人2本まで 団子釣りは禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 花火、バーベキューなど、火気の利用は禁止 行商、募金その他これに類する行為を行う事は禁止 貼り紙などの広告の表示は禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ゴミ、空き缶などは、ゴミ箱に捨てるか持ち帰り

(注) 上記は事例であり、地域の実情に合わせて決定することが望ましい。

「防波堤等の多目的使用に関するガイドライン 第2版」より

～～事例 日本釣振興会におけるルール・マナー、安全対策等の啓発活動～～

救命具の無料貸出

安全に釣りを楽しんでもらうため、各地の釣り教室等に救命具の無料貸出を行っています。



救命具の寄贈

日釣振では2015年より、水辺で安全に野外活動をしてもらうため、毎年学校や団体に救命具の寄贈をしています。2022年は6団体に合計250着の救命具を寄贈しました。



柴川を美しくする会がユ放流

マナー啓発看板の設置

日釣振では各地の漁協や行政等と連携して、釣り人に対するマナー啓発看板の設置を行っています。

設置場所は公園、海岸、漁港等いろいろありますが、特に漁港では釣り人と漁業者のトラブルが多く発生しています。漁港はあくまでも漁業者の仕事場です。釣りをするときは、漁業者の仕事の邪魔にならないよう十分な配慮が必要となります。マナー違反が改善されないため、釣り禁止や立入禁止になった漁港が全国各地にあります。

マナー看板設置については日釣振本部にお問い合わせください。



和歌山県北漁業協同組合

マナー啓発動画の作成

全国で次々と漁港が釣り禁止になる状況で、釣り人へのマナー啓発は釣り界にとって一番の課題となっています。お笑い芸人ナダルを起用し、漁港でのマナーについての3種類の動画を作成、YouTube等で配信をしています。



ゴミ持ち帰る袋の配布

釣り場からゴミの持ち帰りを呼びかける目的で、マナー啓発チラシとともに釣具店等で配布しております。



マナー啓発用チラシ、ステッカーの配布

日釣振が開催する釣り教室や釣り大会では、釣りのルール・マナー向上を促すチラシやステッカーを配布して釣りマナーの向上を呼び掛けています。



(日本釣振興会パンフレットより抜粋)

(3) 地域での効果発現の検討

～地区の関係者による検討組織での協議・検討～

漁港の釣り利用により、漁港及び背後の漁村地域全体としての目指す姿を加味して、どのようにその効果発現を行うかを検討する。

方策としては、釣り利用者による費用負担、地域での新たな所得向上と雇用機会創出のきっかけとすべく、釣り利用者への情報提供を行うことを検討する。交流人口の拡大による地区の存続、漁業者の収入機会の増大による漁業者の確保・育成など、釣り利用の許容・推進を契機とした漁村の活性化などにつなげるための方法についても検討を行う。

【検討事項】

漁港管理者、漁協、関係する地方公共団体に加えて、地区住民、その他漁港利用者の代表を含めた検討組織を立ち上げ、釣り利用をきっかけとした新たな所得向上や雇用機会創出について、以下、①～③の内容について検討する。

- ①所得向上や雇用機会創出の可能性
 - ②料金の徴収
 - ③利用者への情報提供
-

① 所得向上や雇用機会の創出

釣りによる漁港への来訪者が、直売所での水産物の購入や、食堂での水産物を消費することで、地域水産物の消費が拡大することにより、地域水産業の発展への貢献が期待される。

《《 解説 》》

■ 釣り及び釣りをきっかけとしたビジネスの創出についての考え方

漁港での釣り利用のニーズ、既に釣り人が来訪しているという現状から、地域での新たな取組により、漁村の魅力の向上、所得向上や雇用機会の創出につなげることについて検討する。

釣り利用者に対してのサービス提供、釣りによる漁港への来訪者を水産物直売や食堂、地域での宿泊・滞在などへ誘導することについて考える。

■ 漁業者・漁協による釣り利用者へのサービス提供

釣り人へのサービス提供として、釣り道具の販売・レンタル、釣り餌や氷の販売、貸しボートなどの事業、釣りビギナーの方に対しての指導付きの釣り体験なども考えられる。

また、釣りいかだの設置によるいかだ釣り、海上釣り堀の事業において漁業者による漁獲物を活用することもできる。

■ 施設整備を伴わないサービス提供

釣り具・ライフジャケットレンタル、釣り餌、氷の販売、貸しボート、釣り教室など、施設整備を伴わずにサービス提供を行う展開も可能である。

漁協の事業として実施する場合には、定款で定める事業との整合が必要である。また、料金徴収については、サービス対価としての徴収を原則として考える。

漁港の立ち入りに対しての料金徴収などについては、漁港管理者による徴収又は管理者からの指定管理の下で料金設定を行う。

【施設整備を伴わないサービス提供の例】

○ 釣り具・ライフジャケットレンタル

・釣りビギナーの方に対して、レンタル釣り具などの提供は各地で見られる。ビギナー向けのルアーセット、サビキセットなどのレンタル提供、ライフジャケットのレンタルを行う例もみられる。

○ 釣り餌、氷の販売

・釣り餌の販売は釣り具店での販売や、自動販売機での販売もみられる。
・氷の販売についても、漁協の製氷機でコイン式での販売を行う例もみられる。大井川漁協（静岡県焼津市）では、砕氷の製造販売を一般に対しても実施している。漁協にて氷購入専用コインを購入の上、24時間氷の購入が可能。（10kg 当たり 550 円）

○ 貸しボート

・養殖事業者が生け簀周辺での釣りに提供する貸しボート業を行う例もある。
・沼津市西浦漁港平沢地区では、漁業者が貸しボートを営業している。沖の養殖生け簀にボートを係留することも可能として、漁業者との間でのルールを設定の上で実施。停泊不可、釣り禁止、ダイビングエリアでの通行の制限の下で運営されている。
料金例 16,000 円（最大人数6人、生け簀、竿立て、ライフジャケットの貸し出し）

○ 釣り教室

・江の島・フィッシャーマンズ・プロジェクトでは、初心者のための船釣り教室や、藻場保全活動、わかめ養殖体験などを実施している。

基本船釣り料金 大人 6500 円 子ども（11歳以下）3,500 円（釣り道具一式、仕掛け、餌、氷代を含む）

ステップアップ船釣り教室（電動リールを使用した推進 100m 前後の海域での釣り） 大人 9,000 円 子ども（11歳以下）6,000 円（釣り道具一式、仕掛け、餌、氷代を含む）

■施設整備によりサービス提供

釣りいかだや、海上釣り堀などの設置によりサービスを提供している例もある。

漁港内の水域における釣り堀、いかだの設置は、漁港漁場整備法第 39 条に基づく漁港管理者の許可を必要とする。また、料金徴収については、サービス対価としての徴収を原則として考える。

【施設整備によりサービス提供の例】

○ 釣りいかだ

- ・鳥羽磯部漁協小浜支所では、直営の釣りいかだを運営している。海上に釣りいかだを配置し、渡船にて出船お迎えする。
- ・いかだ上にトイレを完備、連結いかだがあるため、団体利用や釣り大会にも対応している。
- ・昼食用の弁当の注文も受ける。

料金 大人 4,000 円／子供 2,500 円（小学生以下）

駐車場無料

○ 海上釣り堀の設置

- ・ブルーパーク阿納（福井県小浜市）では、漁港内で海上釣り堀を設置している。阿納で養殖したマダイをメインとして陸続きの釣り堀としている。

時間 8時～15時

期間 4月～11月

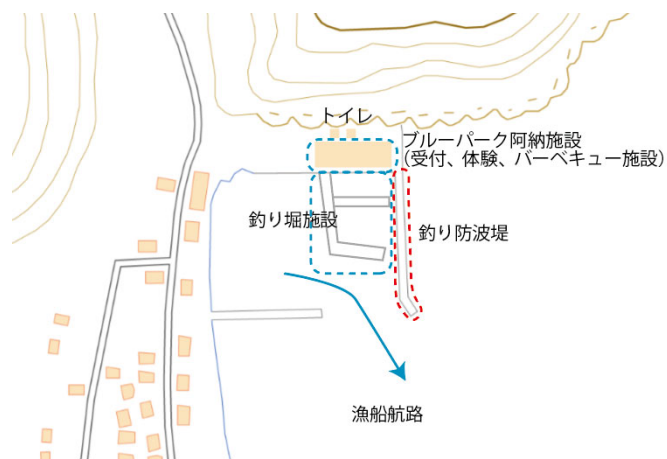
若狭の小鯛釣り放題 1人1時間 3,500円（竿・餌付き）

鯛釣り 貸竿・餌代 2500円、魚代タイ1匹 1,200円

見学料 300円／人

発砲スチロール（持ち帰り用）500円

氷 300円



(ブルーパーク阿納 HP <https://bluepark-ano.com/>)

■地域での多様な交流事業の展開

漁港を含む地域全体で、釣り利用や、宿泊、飲食事業の展開、直売施設との相乗効果などを図る取り組みが考えられる。

【展開例】

○福井県小浜市

- ・ブルーパーク阿納での釣りをはじめとする漁業体験、レストラン内外海での食、漁家民宿、海のオーベルジュ志積の宿泊を連動し、滞在型の地域としての展開を推進している。
- ・その他、各漁村集落において、かねてより漁業と民宿との副業での地域経営がなされていた地域において、近年新たな体験活動や高付加価値な宿泊、レストランの事業展開が付加された展開がある。



○ 富山県黒部市

- ・石田漁港では、釣り棧橋を設置し、無料で釣り人の利用を受け入れている。棧橋に隣接し、マリナー施設が営業しており、双方とも管理は漁協が指定管理の下で実施している。
- ・釣り棧橋にはセミナーハウスを併設している。釣りに関する会議や、釣り大会などのイベントが可能となることで、当地の賑わい創出の一役を担う。
- ・また、隣接する黒部漁港には、漁協が運営する魚の駅が立地し、水産物の直売所として鮮魚の販売、加工品の販売、レストランの営業の他、魚の捌き体験教室なども実施している。釣りの拠点としての石田、漁業の拠点及び直売所での集客、また、黒部市としては黒部ダム宇奈月温泉など多くの観光資源を有するが、これら観光資源全体の中で、海に触れることができる釣り施設は当市にとっても貴重な資源となっている。



② 料金の徴収

漁港の釣り利用において徴収する料金については、漁港管理者が漁港の適正な維持管理を図るために漁港管理条例に基づき漁港施設の利用者から徴収する料金と、漁協を含む民間事業者が提供するサービスの対価として徴収する料金とは、区別したものととして周知する必要がある。

《《 解説 》》

■ 利用者による負担の考え方

漁港管理者又は釣り施設管理運営者は、防波堤等の釣り利用に際して、安全対策や管理運営体制を確実に措置するために必要となる費用について、利用者負担を含め、適切な費用負担のあり方を検討することが望ましい。

ただし、その徴収については、漁港利用にかかる制度との整合が必要である。

■ 漁港での料金徴収

漁港での釣り利用として、釣り専用施設の入場料としての徴収や、駐車場料金としての徴収などがみられる。

【漁港での料金徴収の方法と事例】

項目	内容
釣り専用施設の入場料 他サービスの対価	<p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者が専用施設を稼働する場合には、施設の維持管理及び運営サービスの対価としての利用料金の徴収を行う。 ・ 公共施設の利用対価としては、施設の維持管理・運営のための経費をまかなうものとしての考え方になる。漁港での料金徴収については、管理者による徴収又は指定管理制度で定めた料金にて指定管理者が徴収する方法が想定される。 <p>○ 大島漁港隣接の体験施設（福岡県宗像市）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海洋体験施設うみんぐでは、釣堀、波止場釣り、体験学習のサービスを提供している。防波堤での波止場釣りについても、入場料として料金徴収を行っている。（施設は漁港施設用地外） ・ 運営：株式会社むなかた大島（島民、漁協、釣り関連企業の連携により設立） <p>入場料（防波堤での釣りが可能）：一般 620 円 小学生 310 円 釣り堀利用料金：例 一般個人 5,500 円 小学生 3,500 円（入場料含む） 釣り餌：150 円～、貸竿セット：1,000 円 など 他、テント、テーブル、バーベキューコンロセットレンタル、シーカヤック、炉漕ぎ、釣り教室、磯観察などの体験についても料金徴収の上で実施。</p> <p>○ 沖防波堤への渡船及び各種レンタル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎県新上五島町青方港（地方港湾）においては、沖防波堤への渡船に際して、釣り具レンタル、釣り餌など販売、ライフジャケットの配布を行う。 ・ 釣った魚は漁協スタッフにより下処理、真空パックにして持ち帰り、配送が可能。 <p>料金一人 4,100 円（渡船+釣り具）、2,000 円（渡船のみ） など</p>

項目	内容
駐車場料金徴収	<p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁港においては漁業利用との整合を図った上での設置が必要である。 <p>○ 平塚漁港（神奈川県平塚市）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁港隣接（漁港施設外）の駐車場は、駐車料金として料金徴収を行っている。 ・機械式駐車場にて料金徴収、管理室を設置。（平塚市管理） <p>○ 神湊漁港（福岡県宗像市）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁港区域内での駐車場設置、無人管理のシステムにより料金徴収（宗像市管理）
環境協力金	<p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境協力金、清掃協力金などの名目として利用者からの料金徴収を行う例がある。 ・施設の利用料以外の方法での料金の徴収（清掃協力金等）は、あくまで協力金としての任意の募金となる。
その他	<p>○ 石田漁港（富山県黒部市）、平塚漁港（神奈川県平塚市）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィッシャリーナの利用料金（係船料、保管料）収入の確保、それにより釣り施設の管理を実施。

③ 利用者への情報提供

漁港を釣りに利用するに当たっての漁業者・地域とのトラブルを防ぐための情報提供、釣り人の安全対策としての情報提供については、公益財団法人日本釣振興会による一般的な釣りルールの周知に加え、漁港管理者のホームページや漁港内での看板設置等を通じて、地域独自のルール遵守や安全確保等の徹底を図る。

《《 解説 》》

■ 地域の商業などへの誘客のための情報提供の考え方

交流人口の拡大による地区の存続、漁業者の収入機会の増大による漁業者の確保・育成など、釣り利用の許容・推進を契機とした漁村の活性化などにつなげるための方法としても検討を行う。

観光情報の発信として、WEBの利用、SNSの利用など低コストでの発信を検討する。

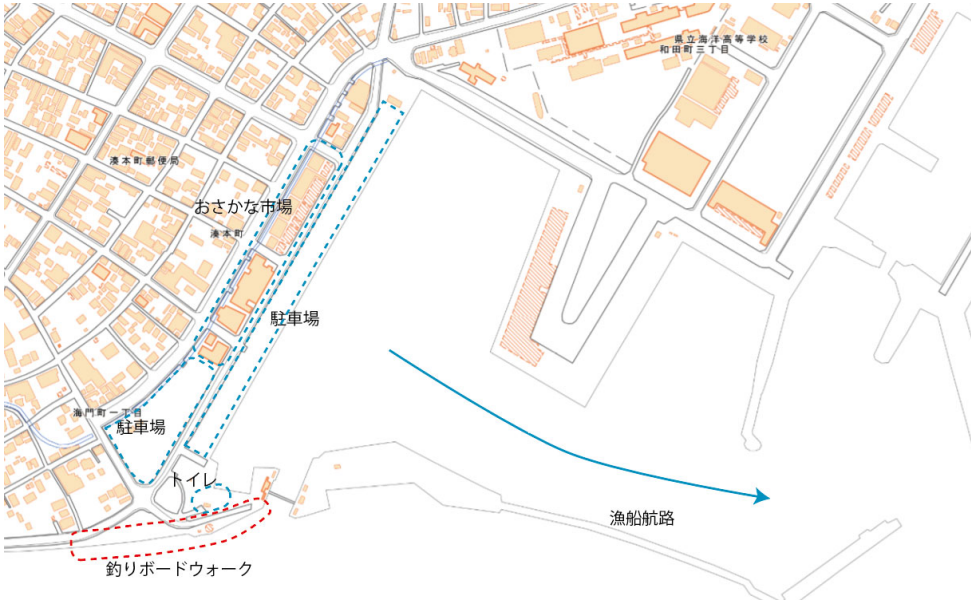
■ 現場での情報掲示にかかる配慮事項

看板を設置する場合には、以下の点に配慮するほか、状況に応じて適切に情報提供する手段を選択されたい。

【情報掲示の方法と配慮事項】

項目	内容
①表示方法	看板は、子供や外国人にも理解が容易な表現やイラストを用いる工夫をする。また、複数設置する場合には、様式を統一する。
② 設置方法	看板の表示内容が木の枝やものの陰にならないよう留意し、当該防波堤等周辺を訪れる釣り人やその他の来訪者にとって容易に認識することが出来るよう見やすい場所に適切に設置する。
③構造	看板は、大きさや設置場所の状況に考慮して、歪みや変形が生じないように十分な強度、耐久性を有するものとする。

～～事例 隣接のおさかな市場との相乗効果の発揮期待 那珂湊漁港～～

漁港	那珂湊漁港（茨城県ひたちなか市）
概況	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港区域内公園でのボードウォークの設置 ・隣接するおさかな市場（民間流通事業者による経営）との一体利用を前提に整備。 ・利用料無料
利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ほぼ毎日の利用者 ・地元が中心、市外県外からの来訪もあり ・利用時間は 24 時間
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・おさかな市場で買い物をした方がゆっくり過ごせるような場所を整備する目的で整備された。おさかな市場との一体的な利用を前提としている。 ・社会意義として、海とのふれあい、魚とのふれあいをできる憩いのエリアとするねらいがある。 ・買い物に来た人が釣りを行ったり、ゆったりと利用してもらえたりという効果を狙っている。 <p>※那珂湊漁港駐車場令和4年度利用実績（2月末まで） 利用台数 457,604 台、利用料収入 46,080,430 円</p>
施設・管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ボードウォークの設置による釣り開放 <ul style="list-style-type: none"> ・転落防止の防護柵の設置 ・平場とボードウォーク部の2か所での釣り開放 ○管理 <ul style="list-style-type: none"> ・町による直営管理 ・漁港区域内漁業利用の多い箇所においては釣り開放していない
資料	<p>【位置図】</p> 

～～事例 マリンアクティビティとの連動 内外海漁港阿納地区～～

漁港	内外海漁港阿納地区（福井県小浜市）
概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ブルーパーク阿納では、占用許可を受けて釣り堀施設を設置し、生け簀にて釣り体験、魚捌きなどの体験ができるようになっている。 ・阿納に限らず、小浜市の漁港全体的に釣り利用を禁止してはいない。 ・24時間釣り堤防を使用可能。 ・清掃協力金をお願いしている。 ・漁港内への投げ入れは禁止している（漁業者からの注意喚起）
利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・釣り人がいない日はないというほど利用されている。 ・関西圏から釣り客が来訪している。 ・小中学校の教育旅行として、ブルーパーク阿納を利用して体験、周辺の民宿に宿泊するという流れができており、教育旅行のメッカのようになっている。
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の教育旅行として、ブルーパーク阿納を利用して体験、周辺の民宿に宿泊するという流れができており、教育旅行のメッカのようになっている。 ・漁業者は民宿も営業している方が多く、釣り客や教育旅行に訪れた小中学生が民宿に宿泊することで地域に還元されている。 ・転落防止柵を設置することにより、漁港内での釣りは減ったとの結果もみられる。（漁港利用秩序の回復）
施設・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ブルーパーク阿納は阿納体験民宿組合が管理。（利用料を徴収して使用）管理者の常駐は無い。 ・防波堤での釣り客については、清掃協力金を徴収。 ・漁港施設及び水域の占用許可により施設設置。
資料	<p>【位置図】</p>

参考 関連する支援策

《新たなサービスの展開》

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先
多様な地域資源を活用した商品・サービスの開発等の取組	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち農山漁村発イノベーション推進支援事業	① 2次・3次産業と連携した加工・直売の取組 ② 新商品開発・販路開拓の取組 ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組 ④ 多様な地域資源を様々な分野で活用する取組 ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用に対する支援	農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特認団体 ⑤の取組を行う場合のみコンソーシアムによる実施も可能	①～④の取組 1/2（上限額あり） ⑤の取組 定額（上限額あり）	○	農林水産省農村振興局都市農村交流課 TEL:03-6744-2497
釣りの安全性向上	遊漁船管理対策推進事業	遊漁船業者等に対し、資源管理、遊漁船の安全航行及び利用者の安全確保のための講習会の開催、遊漁者に対し資源管理、遊漁の安全及び遊漁に関する規則等の遵守等について指導を行う指導員を育成し、釣り大会や釣り教室等のイベントに派遣する活動を支援。	民間団体等	定額	○	水産庁管理調整課 沿岸・遊漁室 遊漁調整 TEL:03-3502-7768
藻場・干潟等沿岸域の保全・再生地域資源の利活用による好循環の創出	「令和の里海づくり」モデル事業	瀬戸内海をはじめとした閉鎖性海域で行われる里海づくりが、様々な地域課題の同時解決を図りかつ持続可能なものとなるように、これらの里海の多面的機能を生かして地域資源の保全と利活用（ヒト・モノ・資金など）の好循環を生み出すことを目指す。（令和5年度事業）	地方公共団体、協議会、NPO法人・企業・漁業協同組合・学校法人・観光協会等の民間団体（令和5年度事業）	公募の上、採択事業について請負業務で実施（請負者と採択団体との間で上限200万円（保全・再生と利活用の好循環の構築に向けた取組に着手し、あるいは今後立ち上げる、方針検討や体制構築など準備・立ち上げに関する事業）もしくは上限500万円（保全・再生と利活用の好循環を構築する取組の具体化及び実施・展開に関わる事業）として請負契約を締結（令和5年度事業）		環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室 TEL:03-5521-8317

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先
「海の駅」へのアクセス、ビジターパス数、周辺観光スポット等の情報発信・広報	マリレジャー振興拠点「海の駅」への登録	「海の駅」は、「いつでも、誰でも、気軽に、安心して立ち寄り、利用でき、憩える（船を着けられる・陸に上られる・船に乗れる）港（場）」であり、車で陸から、プレジャーボートで海から、どちらからでもアプローチできるマリレジャーの振興拠点。登録された「海の駅」について、各種情報発信、広報を実施。 「海の駅」の設置要件は、①来訪者が利用できるビジターパス ②海の駅に関する情報提供 ③公衆トイレの設置の3点。	・海の駅：海の駅ネットワーク（※） ※海の駅や海洋レジャーに関する情報発信、普及啓発を行うことを目的とした任意団体。 事務局：（一財）日本海洋レジャー安全・振興協会及び（公社）全国漁港漁場協会	○海の駅ネットワークのHP、パンフレット等への掲載等による情報発信・広報 ※施設整備費等への財政的支援はない		国土交通省海事局 船舶産業課 舟艇室 TEL:03-5253-8634

《釣りやプレジャーボート等の受入施設の整備》

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先
海釣り、潮干狩り、磯遊び等の施設整備	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち定住促進・交流対策型	釣り、潮干狩り、磯遊びの施設、自然観察のための遊歩道、海中公園、海中のライトアップ用の固定照明施設等及びこれらの付帯施設の整備を支援。	都道府県、市町村、地方公共団体が出資する法人、水産業協同組合、農林漁業者が組織する団体等	1/2等	△	農林水産省農村振興局地域整備課活性化支援班 TEL:03-0501-0814
プレジャーボート等に関する施設整備	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち定住促進・交流対策型	遊漁、ダイビング等地域資源を活用した地域活性化の取組に利用される係留施設、休憩所、機材保管庫、観察用の海中林、増殖施設、漁業との調整用の魚礁等及びこれらの付帯施設の整備を支援。	都道府県、市町村、地方公共団体が出資する法人、水産業協同組合、農林漁業者が組織する団体等	1/2等	△	農林水産省農村振興局地域整備課活性化支援班 TEL:03-0501-0814
プレジャーボート等に関する施設整備	漁港機能増進事業	漁港の有効活用のため、漁船と漁船以外の船舶の利用を区分するための係留施設の整備、岸壁等への係留柱・防舷材等の整備、漁業者と来訪者の利用を区分するための出入管理設備、看板の設置等を支援。	都道府県、市町村、水産業協同組合等	1/2等		水産庁計画課利用調整班 TEL:03-3506-7897
プレジャーボート等に関する施設整備	浜の活力再生・成長促進交付金（水産業強化支援事業）	漁港及び周辺水域の放置艇対策として、放置艇を適切に収容するために必要な簡易な係留施設、陸上保管・上架施設、突堤等の整備を支援。	都道府県、市町村、地方公共団体が出資する法人、水産業協同組合、農林漁業者が組織する団体等	1/2等		水産庁防災漁村課環境整備班 TEL:03-6744-2392

△ 民間企業も活用可能（個人での活用は不可）

≪既存漁港施設の活用≫

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先
財産処分	財産処分に係る手続きに関する相談	漁港関係補助事業で整備した施設を、施設毎に定められた処分制限期間内に、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊す場合には、財産処分の手続きが必要。	-	-		水産庁計画課 管理班 TEL:03-3506-7897 (漁港環境整備施設については水産庁防災漁村課環境整備班 TEL:03-6744-2392)

支援対象	施策名	内容	事業主体	補助率等	個人または民間企業が活用可能	担当者連絡先
漁港用地、漁港施設の再編等	水産基盤整備事業	水産物の生産・流通機能の効率化や最大化を図ることを目的として、水産加工場等の水産業関連施設が確実に立地することが見込まれる区画について、漁港総合利用・運営計画に基づく既存の漁港施設・用地の再編・整序（民地と公共用地の一体的な区画の整理、施設の撤去、新規施設の整備等）の実施が可能。	都道府県、市町村、水産業協同組合等	1/2等		水産庁計画課 計画班 TEL:03-6744-2387
漁港用地、漁港施設の再編等	漁港機能増進事業	漁港の機能再編のため、用地の区画整理・整備・嵩上げ・舗装等を支援（支障物件の撤去については用地整備と一体的に行う場合に限る）。	都道府県、市町村、水産業協同組合等	1/2等		水産庁計画課 利用調整班 TEL:03-3506-7897